

設 計 書

令和 7 年度市道 5359 号線（新鹿沼駅東西自由通路）天井板補修工事

鹿 沼 市 鳥居跡町

工 期 令和 8 年 1 月 26 日 まで

設 計 概 要

自由通路

構造 鉄骨造

橋長 L=27.480m

幅員 W=4.240m

天井改修工事 一式

検算者

担当者

鹿 沼 市 役 所

（甲－１）

設 計 書

設 計 金 額

内 訳

工 事 価 格

消費税相当額

変 更 前 回 実 施

変 更 今 回

設

工 事 価 格

計

消 費 税

額

請 負 工 事 費

請

請 負 価 格

負

消 費 税

額

請 負 代 金

設

工 事 価 格

計

消 費 税

額

請 負 工 事 費

請

請 負 価 格

負

消 費 税

額

請 負 代 金

請 負 率

増減額

変 更 理 由

鹿

沼

市

役

所

(甲 ー 2)

工 種	種 別	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
共 通 仮 設 費			1	式			
直 接 工 事 費			1	式			
(純 工 事 費)						()	
諸 経 費 計			1	式			
	現場管理費		1	式			CORINS登録費を含む
	一般管理費等		1	式			契約保証費を含む
合 計	(純工事費＋諸経費計)						
工 事 価 格							
消 費 税 相 当 額							
設 計 金 額							

鹿 沼 市 役 所 (乙)

工 種	種 別	形 状 ・ 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
共 通 仮 設 費	準備費、仮設建物費、工事施設費、環境安全費、動力用水光熱費、						
	屋外整理清掃費、機械器具費、その他		1	式			
	カラーコーン	コーンウエイト共	1	式			別紙 00-0001
	コーンバー		1	式			別紙 00-0002
計							

鹿 沼 市 役 所 （乙）

工事種別内訳

名 称		数 量	単 位	金 額	備 考
建築工事		1	式		
建築工事に伴う電気設備工事		1	式		
計					

名 称		数 量	单 位	金 額	備 考
建築改修工事		1	式		
計					

建築工事に伴う電気設備工事 種目別内訳

3

[illegible]

鹿

沼

市

役

所

(乙)

建築工事 科目別内訳

建築改修工事					
名 称		数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
内装改修		1	式		
塗装改修		1	式		
発生材処理		1	式		
計					

電気設備工事					
名 称		数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備工事		1	式		
計					

建築改修工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設		1	式		
計					
内装改修		1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

建築工事に伴う電気設備工事 中科目別内訳

電気設備工事					
科 目 名 称	中 科 目 名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
電気設備工事	改修	1	式		
計					

建築工事 細目別内訳

8

建築改修工事 直接仮設						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
養生(内部改修)	個別改修 522㎡程度	1	式			
整理清掃後片付け (内部改修)	個別改修 522㎡程度	1	式			
内部階段仕上足場	供用62日 賃料 基本料 95.2㎡程度 掛払い手間(盛替含む) 184㎡程度 修理費含む	1	式			
内部仕上足場 (脚立足場)	供用62日 賃料 基本料 141㎡程度 掛払い手間(盛替含む) 282㎡程度 修理費含む	1	式			
仮設材運搬	内部階段仕上足場 95.2㎡程度 内部仕上足場 脚立足場 141㎡程度	1	式			
計						

鹿

沼

市

役

所

(乙)

建築改修工事		内装改修				
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
天井合板・ボード撤去	一重張り 一般 集積材	538	m ²			
天井 けい酸 カルシウム板張り	タイプ 2 (ハズス) 0.8FK 厚 6 目透かし	538	m ²			
天井廻縁	塩化ビニル製	278	m			
計						

建築改修工事		塗装改修		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
素地ごしらえ	けい酸カルシウム板面 工程B種	538	m ²			
E P－G塗り	けい酸カルシウム板面 工程B種(見上) 素地別途	538	m ²			
計						

鹿 沼 市 役 所 (乙)

鹿 沼 市 役 所 (乙)

電気設備工事		電気設備工事		改修		
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
照明器具	取外し・仮止め・再取付	57	個			
誘導灯	取外し・再取付	2	個			
監視カメラ	取外し・再取付	2	個			
計						

共通仮設費(積上) 共通費別紙明細

1

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
カラーコーン	コーンウエイト共	1	式			別紙 00-0001
カラーコーン	基本料	64	個			
カラーコーン	74日賃料	64	個			
コーンウエイト	基本料	64	個			
コーンウエイト	74日賃料	64	個			
計						
コーンバー		1	式			別紙 00-0002
コーンバー	基本料	66	本			
コーンバー	74日賃料	66	本			
計						

鹿

沼

市

役

所

(乙)

建 築 工 事 仕 様 書

令和 6 年 6 月 1 日適用

I 共通仕様

1. 工事積算について

本工事の積算は、栃木県県土整備部建築課発行の建築工事積算要領 令和6年4月1日改定(改修建築工事)による。

共通費算出の為の工期は2. 9カ月とする。

新設材の加工等により発生するスクラップの控除価格は、一般工事として共通費等を算出する。

撤去および解体により発生する有価物の控除価格は、共通仮設費、現場管理費および一般管理費の対象外として共通費等を算出する。

2. 工事仕様について

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書(質問回答書含む)に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」により施工するものとする。

最新情報及び改訂版等の管理は適宜行い、内容等に疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

3. 資材の購入及び下請負業者の選定について

(1)本工事において、市内で産出、生産又は製造される資材等の規格品質等が設計図書の仕様に適合すると認められる場合は優先して使用するよう努めること。また、資材購入についても市内業者より購入するよう努めること。

(2)下請負業者の選定に当っては、市内業者を優先的に使用するよう努めること。

(3)一次下請業者に対する工事代金の支払いは、速やかに現金又は90日以内の手形で行うものとする。

4. 成果品の電子納品について

請負者は、原則として成果品の電子納品を実施しなければならない。電子納品に当っては、『鹿沼市電子納品運用ガイドライン』を遵守すること。

5. 工事看板の設置基準について

工事看板の設置は鹿沼市財務部契約検査課 HP 更新履歴(2007 年 12 月 18 日付)を参照すること。

6. 提出書類

請負者は、工事資料の作成にあたって別紙の鹿沼市工事資料一覧表を参照すること。

7. 建設発生土の処分について

請負者は、建設発生土については前記2の工事仕様に定めることのほか、次のことに注意し施工しなければならない。

- (1) 残土運搬・残土処理する場合は関連する諸法令に充分注意し、関係機関と協議するとともに、その旨を監督職員に書面にて報告しなければならない。
- (2) 土質試験項目等については、『鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例』及び『鹿沼市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施行規則』による。

Ⅱ 特記仕様

1. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

※法定外の労災保険とは、業務や通勤に起因した労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して、労働者災害補償保険法(労災保法)による労災補償給付とは別に、企業が独自の立場から補償給付の上積みを行うための保険

2. 週休2日制工事

本工事は、「鹿沼市営繕工事における週休2日制工事試行要領」に基づく週休2日制工事が実施できる工事である。

3. 積算単価について

「官庁営繕工事に適用する市場単価(令和5年度単価)の運用について(試行)」(令和5年3月29 日付け国営積第16 号)を踏まえ、市場単価と補正市場単価は、表—1の対象工種及び補正率を用いた以下の式により補正する。なお、表—1の補正率を他の補正率に乘じる場合、乗じた後の補正率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

- ・市場単価×補正率
- ・補正市場単価×補正率

表—1 補正の対象工種^{注)}と補正率

建築工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

電気工事

対象工種	補正率
「プルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理金属管・丸型用」以外の配管工事	1.01
配線工事	1.01
接地工事(屋外)	1.01

機械工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

注)対象工種の区分は、「建築工事積算要領等の資料」第3章表A—1、E—1及びM—1の工種(ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分)による。

4. 安全対策と工期について

施工にあたっては近隣及び通行人等安全面に十分注意した工事計画を立て、作業ごとに作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。
また、監督職員との工程管理協議を密にし極力工期短縮に努めること。

5. 現場作業期間及び施工条件について

- (1)施工にあたっては市監督員、道路管理者並びに関係機関と連絡・調整を行い、一般利用者の通行に支障をきたさぬよう、安全面に十分注意した改修工事計画を立て、作業エリアごとに作業期間や作業手順等を明確にした工程表を作成し承諾を受けること。
- (2)現場の事前調査及び施工は、施設を利用しながらの作業になるため、安全面には十分注意すること。

鹿沼市工事資料一覧表(営繕工事)

別紙ー1
R2.2.1

※1 1. 提出書類

No.	工 事 資 料 名	1000万円未満	検査資料	1000万円以上	検査資料	備 考
1	施工体系図	△	△	△	△	建24-7、建則14の6
2	施工体制台帳	△	△	△	△	建24-7、建則14の6
3	工事部分下請通知書	○	●	○	●	契9
4	再生資源利用・利促進(実施)書(計画書は施工計画書)、データ※5	○	●	○	●	リサイクル法
5	建設副産物処理承認申請書・同処理調書(産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等書類と写真添付)	○	●	○	●	特記仕様書
6	設計図書照査表	○	●	○	●	契19
7	実施工程管理図表(月毎及び完成時)	○	●	○	●	標準仕様書、契13
8	総合施工計画書	○※2	●	○	●	標準仕様書
9	工種別施工計画書(施工要領書)	○	●	○	●	標準仕様書
10	工種別施工報告書	○	●	○	●	標準仕様書
11	工事打合せ簿	○	●	○	●	契11の2、11の4
12	工事写真 ※6	○	●	○	●	契16、鹿沼市電子納品ガイドライン
13	材料機器承諾図	○	●	○	●	契15
14	主要資材(及び機器)数量比較調書	○	●	○	●	標準仕様書
15	施工図・見本・カタログ等見本帳	○	●	○	●	標準仕様書
16	工事検査記録	○	●	○	●	標準仕様書
17	工事材料試験検査記録	○	●	○	●	標準仕様書
18	製品の立会い検査願い	△	△	△	△	標準仕様書
19	官公署届出書一覧(写し共)	○	●	○	●	標準仕様書
20	竣工図・施工図(製本)	○		○		
21	電子納品成果品(事前協議チェックシート、電子媒体納品書含む)	電子納品の範囲については監督員と協議による				鹿沼市電子納品ガイドライン
22	保全に関する書類(完成図、取扱い説明書、保証書等)	○	●	○	●	
23	その他	監督員が必要と認める資料				
		○:作成資料 ●:検査で確認する資料 △:該当する場合に作成する資料(検査で確認)				

※1 提出書類とは、施工に伴い作成する資料であって、完成時には現場とともに引き渡す書類である。

※2 1000万未満の総合施工計画書に記載する事項

- 1 工事概要
- 2 現場組織表
- 3 緊急時の体制及び対応
- 4 再生資源利用・利用促進(計画)書
- 5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)

※3 請負額100万円未満の工事資料については、工事写真と出来形のわかる資料とする。(施工計画書等は不要)

※5 建設副産物情報交換システム(COBRIS)を利用して登録した場合は、電子データの提出不要。電子データで提出する場合、国土交通省のホームページより配布している様式(Excel版)で作成する。

※6 インデックスプリントは監督員が指示した場合作成する。省略する場合は、検査時に電子データ(写真等)を確認できる用意をする。

※4 2. 請負者手持ち資料

No.	工 事 資 料 名	検査資料	備 考
1	産業廃棄物マニフェスト	△	廃掃12の3、特記仕様書
2	交通整理員集計表及び伝票		
3	安全教育実施記録簿(写真添付)		安59、安則35
4	建退共証紙購入報告書・建退共証紙受払簿		中小企業退職金共済法
5	有資格者証写し一覧表(元請け、下請け)		安14、安則16
6	新規入場者教育実施記録簿(状況写真添付)		安59、安則35
7	KY 活動等実施記録簿(状況写真添付)		安則35
8	作業員名簿(自社・下請)		安30
9	社内パトロール実施記録簿(状況写真添付)		考査
10	安全協議会等の実施記録簿(状況写真添付)		標準仕様書、考査
11	工事カルテ(請負額500 万円以上)		特記仕様書
12	創意工夫提案資料(状況写真添付)	△	考査
13	地域コミュニケーション、ボランティア活動記録(状況写真添付)	△	考査
14	使用機器車両の点検記録		
15	休暇期間の巡視計画書		

※4 請負者手持ち資料とは、発注者に提出を要しないもの。ただし、施工段階あるいは完成検査時に、必要に応じて確認を求められることがあるもの。(原本・原稿等提示)

建	建設業法
建則	建設業法施行規則
廃掃	廃棄物処理法
安	労働安全衛生法
安則	労働安全衛生規則
労基	労働基準法
契	鹿沼市建設工事請負契約書
標準仕様書	公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備編、機械設備編) 公共建築改修工事標準仕様書、 建築物解体工事共通仕様書
考査	考査項目別運用表

令和7年度 市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事

図面番号	図面名称	縮 尺
000	図面リスト・案内図	-
A-01	特記仕様書（その1）	-
A-02	特記仕様書（その2）	-
A-03	特記仕様書（その3）	-
A-04	特記仕様書（その4）	-
A-05	特記仕様書（その5）	-
A-06	特記仕様書（その6）	-
A-07	現況平面図	1/200
A-08	現況立面図	1/200
A-09	仮設計画図（参考図）	1/200
A-10	天井伏図（改修前）	1/200
A-11	天井伏図（改修後）	1/200



案内図

工事名称	令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事		
図面名称/縮尺	図面リスト・案内図		図面番号
設計年月日	令和7年7月		000
鹿沼市都市建設部建築課			

令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事 特記仕様書

Ⅰ 工事概要				
1. 工事場所	鹿沼市 鳥居跡町			
2. 敷地面積	一			
3. 用途地域その他の地域	近隣商業地域・第一種住居地域・第二種住居地域			
4. 工事種目				
建築物名称	工事種別	構造概要	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)
自由通路	改修	S造	572.05 ㎡	594.36 ㎡
5. 指定部分	・有 ・無 対象部分（ ）指定部分工期（ 年 月 日）			

Ⅱ 建築工事仕様

1. 共通仕様
- 設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書（質問回答書を含む）に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下「改修標仕」という。）に準拠し、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「標仕」という。）及び「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）」（以下「解体共仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。
- （1） 質問回答書（（2）から（5）に対するもの）
- （2） 現場説明書（建築工事仕様書含む）
- （3） 特記仕様書
- （4） 図面及び設計書
- （5） 改修標仕、標仕及び解体共仕
- また、公営住宅工事においては上記の一部に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共通仕様書（令和4年度版）」（以下、「公住仕」という。）及び「公共住宅改修工事共通仕様書（初版）」（以下、「改修公住仕」という。）に準拠するものとし、優先順位は次による。
- （1） 質問回答書（（2）から（6）に対するもの）
- （2） 現場説明書（建築工事仕様書含む）
- （3） 特記仕様書
- （4） 図面及び設計書
- （5） 改修標仕及び解体共仕
- （6） 公住仕及び改修公住仕
- （7） 機材の品質・性能基準（令和4年度版）（以下、「品質・性能基準」という。）
2. 特記仕様
- （1） 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
- （2） 特記事項で●印、◎印、・印のある場合は適用は下記による。
- 印の付いた仕様は全て適用する。
- 印の付かない場合は、◎印の付いた仕様を適用する。
- ・印のみの仕様は適用しない。
- （3） 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図または表を示す。
- （4） 特記事項に記載の（標仕 ）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図または表を示す。
- （5） 特記事項に記載の（公住仕 ）内表示番号は、公住仕の当該項目、当該図または表を示す。
- （6） 製造所名は五十音順とし、（株式会社）等の記載は省略する。また、（ ）内は製品名を示す。
- 〔G〕印は、「栃木県グリーン調達推進方針」の特定調達品目を示す。

1章 一般共通事項

○I-1 適用基準等

- ◎建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部制定（令和4年版）
- ◎敷地調査共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部制定（令和4年版）
- ◎工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和5年版）
- ◎建築物におけるコンクリートの品質管理実施要領 栃木県土木部技術管理課（平成14年12月）
- ◎建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 建設大臣官房技術参事官通達（昭和62年3月改正）
- ◎手すり先行工法に関するガイドライン（令和5年12月改正）

○I-2 工事実績情報システム(GORINS)への登録 (1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

○I-3 発生材の処理等

- 【発生土】
- ・構内指示の場所に敷均し ・構外指示の場所にたい積
 - ・構内指示の場所にたい積 たい積場所（ ）
 - ◎構外搬出適切処理（処理場所は入札条件書（特記事項）による）
- 【発生土以外の発生材】
- ・引渡しを要するもの ・有 名称（ ） ・無
 - ・特別管理型産業廃棄物 ・有 名称（ ） ・無
 - ・再利用及び再資源化を図るもの ・有 名称（ ） ・無
- ◎上記に指定されていないものは、改修標仕1.3.11（2）及び「建設廃棄物処理指針」（平成22年版）によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
- （1） 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成・提出し、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。なお、「建設混合廃棄物の現場分別」については、【現場分別マニュアル】も参考に分別の徹底に取り組むこと。
- 関東地方整備局 HP > 技術情報 > その他 > 建設リサイクル
https://www.ktr.mlit.go.jp/gi/jyutu/gijyutu00000094.html
- （2） 建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」を提出すること。
- （3） 建設副産物の処分にあたって、提出事業者（元請業者）は処理業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- （4） 建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等）を提示し確認を受けること。
- （5） 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の交付されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェストについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

○I-4 品質計画 (1.2.2)

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。

- ・風圧力

風速（Vo＝30m/s）

地表面粗度区分（・Ⅰ ・Ⅱ ◎Ⅲ ・Ⅳ）

- ・積雪荷重

平成12年5月31日建設省告示第1455号別表（ ）

○I-5 電気保安技術者の配置 (1.3.3)

- ・要 ◎不要

○I-6 施工条件明示 (1.3.5)

工事用車両の駐車場 ・敷地内 ●敷地外（新鹿沼駅西土地区画整理事務所敷地内）

資機材の置場所 ・敷地内 ●敷地外（新鹿沼駅西土地区画整理事務所敷地内）

・I-7 材料の検査に伴う試験 (1.4.5)

構造体コンクリートの強度試験及び鉄筋のガス圧接部の引張り試験は下記の機関による。

（1）（公財）とちぎ建設技術センター

（2）足利大学

（3）（株）中研コンサルタント関東技術センター

（4）栃木県中央生コンクリート協同組合栃木県生コンクリート技術センター

○I-8 建築材料の品質等 (1.4.2)

本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとしJIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の（1）～（6）の項目を満たすものとし、証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督職員に提出して承諾を受ける。

（1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

（2）生産施設及び品質の管理が適切に行なわれていること。

（3）安定的な供給が可能であること。

（4）法令等で定める許可、認可、認定、または免許等を取得していること。

（5）製造または施工の実績があり、その信頼性があること。

（6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。

また、本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するものまたは同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用願を監督職員に提出して承諾を受ける。

なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」（以下、「評価名簿」という。）に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

・I-9 再生骨材の品質確保について

本工事に再生骨材を利用する場合は、「再生クラッシャーランの品質確保に関する当面の措置について」（平成15年9月16日栃木県県土整備部技術管理課）より、現場搬入時に目視確認を行い、「再生クラッシャーラン（RC材）品質確認状況報告書」を作成の上、速やかに監督職員に提出するものとする。

・I-10 アスベスト含有分析調査済箇所

調査済箇所（材料名）	含有の有無
	・無 ・有（含有物質名： ）
	・無 ・有（含有物質名： ）
	・無 ・有（含有物質名： ）

○I-11 アスベスト含有建材の調査 (1.5.1)

工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令等に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。

平成18（2006）年9月1日以降に着工した建築物等 ●該当する（平成22年6月着工）・該当しない（ ）

調査箇所（材料名）	調査方法（1材料あたりの採取箇所数）
	・定性分析（・3・ ） ・定量分析（・3・ ）
	・定性分析（・3・ ） ・定量分析（・3・ ）
	・定性分析（・3・ ） ・定量分析（・3・ ）

分析対象 ◎アスベスト6種類（アモサイト、クリソタイル、クロソライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト）

分析方法 ◎定性分析にあってはJIS A 1481-1またはJIS A 1481-2により、定量分析にあってはJIS A 1481-3、JIS A 1481-4またはJIS A 1481-5による。

貸与資料 ・石綿含有建材の調査報告書 ・

分析結果については、監督職員に提出すること。

○I-12 化学物質を発散する建築材料等 (1.7.9)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。

（1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

（2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

（3）接着剤は可塑剤（フタル酸ジ－ノ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていないものを使用する。

（4）接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

（5）（1）（3）及び（4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。

① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料

② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料

④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

○I-13 特殊な材料の工法

改修標仕及び標仕に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

○I-14 技能士 (1.7.2)

適用工事種別	技能検定の種別
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立作業
コンクリート工事	・型枠工事作業 ・コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業 ・とび作業
コンクリートブロック工	・コンクリートブロック工事作業
押出成形セメント板工事	・ALCパネル工事作業
防水工事	・アスファルト防水工事作業 ・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系シート防水作業 ・塩化ビニル系シート防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	・石張り作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業 ・スレート工事作業
金属工事	・鋼製下地工事作業 ・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業 ・自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	・金属製カーテンウォール工事作業 ・ビル用サッシ施工作業 ・ガラス工事作業
塗装工事	・建築塗装作業
内装工事	・プラスチック系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ工事作業 ・壁装作業 ・ボード仕上げ工事作業
排水工事	・建築配管作業
舗装工事	・溶融・インバッドマーカー工事作業 ・加熱・インタシマーカー工事作業
植栽工事	・造園工事作業

・I-15 化学物質の濃度測定 (1.7.9)

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告する。

測定方法 ◎バッチ型 ・アクティブ型

着工前の測定 ◎行わない ・行う

測定対象室 ・図示 ・

測定箇所数 ・図示 ・

（住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上）

報告の様式等については監督職員の指示による

○I-16 完成図等 (1.9.2.3)

- ◎作成する ・作成しない
- ◎完成図 ◎製本 提出部数 ◎2部 ・部
- 複写2つ折り製本見開きA2 1冊、見開きA3 1冊
- 提出部数 2部
- ◎CD－R 提出部数 ◎1部
- 施工図 提出部数 ●1部
- ◎保全に関する資料 提出部数 ●1部

○I-17 施工図等の取り扱い (1.9.2)

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

○I-18 完成写真

下記のことを監督職員に提出する。

分類・規格	提出部数	画素数、画質等
・カラーキャビネ板 ・アルバム綴じ（黒表紙金文字入り） ・ベタ焼き（他に外観正画1カット5枚（カラーキャビネ板）提出	◎2	◎428万画素以上
・カラーパネル324×400mm	◎3	
◎電子データ	◎2	◎428万画素以上 ◎350dpi以上

電子データはJPE〔G〕形式としCD－Rにて提出する。

撮影箇所及び箇所数は監督職員との協議による。

・I-19 他工事との取り扱い

別表－1による他工事との取り扱いについては、設備機器の位置、取り扱い等の検討のできる施工図を施工に支障をきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

○I-20 設計GL

監督職員の指示による。

○I-21 調査試験に対する協力

- （1）受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。
- （2）受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。
- ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。
- ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○I-22 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち1以上に加する。

契約期間の始期は、材料（仮設、型枠材を除く）搬入時以前とし、終期は、工事目的物（分離発注においては、引き渡しが最後となる工事目的物）の引き渡しの翌日までとする。

保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○I-23 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

○I-24 下請負人の選定及び工事材料の選定

◎受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を市内に本店を有する者の中から選定するよう努めること。

◎受注者は、市内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様と適合すると認められる場合は、優先して使用するよう努めること。

○I-25 電子納品

◎適用基準は「鹿沼市電子納品ガイドライン(第5版)」とする

設計CADデータの貸与 ・無 ◎有（著作作者名 鹿沼市）

◎貸与するCADデータを当該工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。

◎書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

○I-26 交通安全管理 (1.3.9)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線（令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号）の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一般級定合格警備員または二級級定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

○I-27 環境対策 (1.3.11)

- （1）騒音・振動対策
- 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成13年4月9日国交省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- （2）排出ガス対策
- 受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に掲げる建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経発第249号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
- （3）グリーン購入法
- 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）「グリーン購入法」という。）」第10条及び「栃木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

・I-28 施工数量調査等 (1.6.2.3)

調査範囲及び調査方法 ・図示

既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・図示

〔埋設物等の調査等〕

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

○I-29 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式（工事事故報告書）で指示する期日までに提出しなければならない。

〔工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について〕

万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。

工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。

なお、事故発生 の通報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。

また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徹底すること。

○I-30 不正軽油使用の防止対策

- （1）本工事は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月25日法律第51号）を遵守すること。
- （2）本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料には規格（JIS）に合った軽油を使用すること。また、県または市が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

○I-31 過積載対策

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。

- （1）積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- （2）過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- （3）資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- （4）さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- （5）過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- （6）取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- （7）「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- （8）下請契約の相手方を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- （9）（1）～（8）のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

工事名称	令和7年度 市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その1）	図面番号
設計年月日	令和7年7月	A－01
設計者	鹿沼市役所都市建設部建築課	
発注者	鹿沼市	

令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事 特記仕様書

○1-32 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 鹿沼市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求または工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

○1-33 工事の一時中止

- (1) 鹿沼市建設工事請負契約書第 20 条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

・1-34 墜落制止用器具の着用

「労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止器具）とする。

2 章 仮設工事

・2-1 監督職員事務所等 (2.4.1)

・設ける ◎設けない
監督職員事務所等の規模 ・10 m程度 ・20 m程度 ・35 m程度 ・65 m程度 ・100 m程度
備品 種類・数量 ()

○2-2 工事用水

構内既存の施設 ◎利用できない ●利用できる (◎有償 ・無償)

○2-3 工事用電力

構内既存の施設 ◎利用できない ●利用できる (◎有償 ・無償)

○2-4 足場その他 (2.2.1)

内部足場 ●設ける (◎脚立、足場板等 () ・) ・設けない
外部足場 ・設ける ・設けない
足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する足場とし、足場の組立て、解体または変更の作業時及び使用時には、常時同ガイドラインの別紙 1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の 2 の (2) 手すり据置方式または (3) 手すり先行専用足場方式により行う。
なお、これにより難い場合は監督職員と協議すること。
・本工事で定置したものを別契約の関係請負者が無償で利用できる。
防護シートによる養生 ◎行う ・行わない
材料、撤去材等の運搬 ・A 種 ◎B 種 ・C 種 ・D 種 ・E 種

○2-5 養生 (2.3.1)

既存部分の養生 ◎ビニールシート等 ・合板等
既存家具等の養生 ◎ビニールシート等 ・
固定家具等の移動 ◎行わない ・行う (図示)

・2-6 仮設間仕切 (2.3.2)

仮設間仕切り等の種別

種別	下地	仕上材 (厚さmm)	充填材 (厚さ)	塗装
・A 種	◎軽量鉄骨	・合板 (◎9.0 ・)	・グラスウール (mm)	◎無
・B 種	・木下地	◎せつこうボード (◎9.5 ・)		・片面
◎C 種	◎単管下地	◎防炎シート		—
仮設扉	◎木製扉 ・鋼製扉	◎合板張り程度 ・片面フラッシュ程度		◎無 ・有

3 章 防水改修工事

・3-1 アスファルト防水 (3.2.2.5) (3.3.2.3) (表 3.1.1) (表 3.3.3～10)

工法	施工箇所	種別
屋根保護 防水絶縁	・P1B	・B-1
	・P1B1・T1B1	◎B-2
		・B-3
	・P2AI	◎B1-1
屋根露出 防水	・P2A1	・A1-1
	・M4C	◎A1-2
	・M3D・POD	・A-3
屋根露出 防水絶縁 断熱	・POD1	・C-1
	・M3D1	◎C-2
	・M4D1	・C-3
屋内防水	・P1E・P2E	・D-1
		◎D-2
(保護層は図示による)		

アスファルトの種類 ◎3 種
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.3.3 から表 3.3.9 による
保護コンクリートのコンクリート種類
POD 工法の改修用ドレン ・設ける ・設けない
M3D、POD 工法の脱気装置 ・設ける ・設けない
P1E、P2E 工法の保護層 ・設ける ・設けない
既存露出防水層表面の仕上げ塗装 (M4C 工法の場合) ・除去する
断熱工法の断熱材 材質 () 厚さ (mm) ()
立上り部の保護
・れんがの種類 ◎普通れんが (JIS R 1250)
・乾式保護材の材料 ◎押出成形セメント板厚さ 15 mm

屋根防水絶縁断熱工法の場合の、ルーフトレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置

◎図示 ・

屋根排水溝 ◎図示 ・

脱気装置の種類及び設置数量

◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による

・脱気装置の種類 () ・設置数量 () 個/m²

・3-2 改質アスファルトシート防水 (3.4.2.3) (表 3.1.1) (表 3.4.1～3)

工法	施工箇所	種別
・M4AS 工法		・AS-T1
・M3AS 工法		・AS-T2
・POAS 工法		・AS-T3
		・AS-T4
・M4AS1 工法		・AS-J1
・M3AS1 工法		・AS-J2
・POAS1 工法		

脱気装置の種類及び設置数量
◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類 () ・設置数量 () 個/m²
防湿層 ◎設けない ・設ける
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.4.1 から表 3.4.3 による
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
◎改修標仕表 3.4.1 から表 3.4.3 による ・

・3-3 合成高分子系ルーフィングシート防水 (3.5.2～4) (表 3.5.1,2)

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料等	使用分類
・POS 工法		・S-F1	・S-F2	・S-M1
・S4S 工法		・S-M2		◎ガラス ・シルバー
・S3S 工法		・S-F1	・S-F2	
・M4S 工法		・S-M1	・S-M2	・S-M3
・POS1 工法		・S1-F1	・S1-F2	
・S3S1 工法		・S1-M1	・S1-M2	
・S4S1 工法				
・M4S1 工法				

脱気装置 ・設ける ・設けない
目地処理 PC コンクリートの場合 ()
ルーフィングシートの種類及び厚さ ◎改修標仕表 3.5.1 から表 3.5.2 による
脱気装置の種類及び設置数量
◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類 () ・設置数量 () 個/m²
断熱工法の断熱材 材質 () 厚さ (mm) ()
S1-M1 及び S1-M2 の場合の防湿フィルムの設置 ◎設置する (厚さ 0.15mm) ・設置しない
屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層			立上り部の保護材 外塗り厚さ
		平場の防水塗り	塗り厚さ	・床塗り工法	・下地防水塗り
・S-C1		◎横仕 15.3.5(2) (4) 及び (4) に準ず る	◎横仕 15.3.5(4) (7) に準ずる		◎7mm 以下

屋内防水で平場を保護コンクリート仕上げとする場合の厚さ ・
機械的固定工法の場合
・建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法

・3-4 塗膜防水 (3.6.3) (表 3.1.1) (表 3.6.1,2) (3.2.6)

工法	施工場所	種別	仕上げ塗料塗り	高日射反射率防水
・POX 工法		◎X-1	・X-2	・カラー
		・X-1H	・X-2H	・シルバー
・L4X 工法		・X-1	◎X-2	
		・X-1H	・X-2H	
・PIY 工法		◎Y-2		
・P2Y 工法		◎Y-2		

既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装 (L4X 工法の場合) ・除去する
コルマファルト系塗膜防水の保護層 ・設けない ・設ける
脱気装置の種類及び設置数量
◎アスファルトルーフィング類製造所の指定による
・脱気装置の種類 () ・設置数量 () 個/m²

・3-5 シーリング (3.1.4,3) (3.7.2,8) (表 3.1.2) (表 3.7.1)

シーリング改修工法の種類			
◎シーリング再充填工法		・シーリング充填工法	
・拡幅シーリング再充填工法		・ブリッジ工法	
シーリング材の種類、施工箇所			
◎下表以外は、改修標仕表 3.7.1 を標準とする			
施工箇所	シーリング材の種類（記号）	幅	深さ

接着性試験 ◎行う (◎簡易接着性試験 ・引張接着性試験) ・行わない

・3-6 とい (3.8.2,3) (表 3.8.1)

といの材質
・配管用鋼管 ・硬質塩化ビニル管
・着色亜鉛メッキ鋼板 ・ステンレス鋼板
鋼管製といの防露 [G] ・次の箇所は行わない ()
防露材のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種
掃除口 ◎有 ・無

・3-7 アルミニウム製笠木 (3.9.2) (表 3.9.1)

種類	呼称肉厚 (mm)	表面処理	固定間隔	備考
・250 形	1.6 以上	種別 () 種	固定方法及び間隔 は品質計画で定め たもの	隅角部及び突当たり 部等の役物は本体製 造所の仕様による。
・300 形	1.8 以上	着色		
・350 形	2.0 以上	(・アルバー ・ブロンズ ・ブラックス系 ・ステン ー)		

板材折曲げ形の取付け工法 ・図示
工法 既存笠木等の撤去 ・行う (範囲 ◎図示 ・)
下地補修の方法 ◎図示
板材折り曲げ形の笠木の取付方法 ◎図示

固定金具
・建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-8 長尺金属板葺き (標仕 13.2.2,3) (標仕表 13.2.1)

屋根葺き形式	長尺金属板の種類	塗装の耐久性、めっき付着量 等の種類及び記号	板厚 (mm)
・	◎JIS [G] 3322 (塗装溶融 55% アルミ-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼 帯) ・		・

屋根葺工法 ◎図示 ・建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1 ・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-9 折板葺 (標仕 13.2.2) (標仕 13.3.2,3) (標仕表 13.2.1)

形式 ◎重ね形 ・はざ締め形 ・かん合形
形状 (mm) 山高 () 山ピッチ () 板厚 ◎0.6 ・0.8
材料 (規格等) ◎標仕表 13.2.1 による () ・
耐力
軒先面戸板 ・有 ・無
断熱材 ・有 (種別 : 厚さ mm) ・無
耐火性能 ・有 (30 分耐火)
塗装の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号
タイトフレームに JIS [G] 3302 以外の鋼材を直接外気の影響を受けない屋内で使用する場合の表面処理 (標仕表 14.2.2 による ・E 種 ・F 種)
屋根葺工法
・建築基準法に基づき定まる風圧力の (・1・1.15・1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法

・3-10 保証書

責任施工の保証書を完了後速やかに提出する。(受注者、専門施工業者及び材料製造者の連名による)
保証年限は下記による。

種別	保証年限	種別	保証年限
・アスファルト防水	年	・塗膜防水	年
・改質アスファルト防水	年	・リン酸質系塗布防水	年
・合成高分子系ルーフィングシート防水	年		

4 章 外壁改修工事 共通事項

・4-1 施工数量調査 (1.6.2)

調査範囲 ◎外壁改修範囲 ・図示の範囲
調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。
モルタル壁仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。
コンクリート表面のはがれ及びひびく落部を壁面に表示する。
塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びひびく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。
◎2 部 ・

調査報告書の部数

・4-2 改修材料 (4.2.4) (4.3.5) (4.4,5) (4.5,2) (4.6,2) (4.7,2)

既製調合モルタル、パテ状エポキシ樹脂、可とう性エポキシ樹脂、タイル部分張替え工法用材料、エポキシ樹脂モルタル、ポリマーセメントモルタル、吸水調整材等の材料は評価名簿による。
・ポリマーセメントスラリー

広がり速度	長さ変化率 (収縮)	引張接着性 材齢 28 日)	曲げ性能 (材齢 28 日)	吸水性 (72 時間)	耐久性 (劣化曲げ強さ)
3cm/s 以上	3%以下	0.5N/mm ² 以上	5.0N/mm ² 以上	15%以下	5.0N/mm ² 以上
保水係数 0.35～0.55					
粘調係数 0.50～1.00					

4-1 章 外壁改修工事 コンクリート打ち放し仕上げ外壁

・4-1-1 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.2.4～7)

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上～1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎50～100	◎40	・
・機械式エポキシ樹脂注入工法		◎100～200	◎70	・
		◎150～250	◎130	・

注入材料
◎建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度形または中粘度形)
検査 (コア抜き取り) ◎行わない ・行う (抜き取り後の補修方法 :)
・ウカットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	◎1 成分形または 2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹脂		
・シール工法		
・パテ状エポキシ樹脂	・可とう性エポキシ樹脂	

・4-1-2 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.2.4,8)

◎充填工法
・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル

4-2 章 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁

・4-2-1 既存モルタル塗りの撤去

・行う (◎全面 ・図示の範囲)

・4-2-2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.2.6) (4.3.5,6,8)

・既存モルタル撤去工法 (範囲は図示 撤去部分の補修は、4-2-3. 欠損部改修工法による)
・樹脂注入工法 (◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面)
樹脂注入工法

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上～1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎200～300	・	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎50～100	◎40	・
・機械式エポキシ樹脂注入工法		◎100～200	◎70	・
		◎150～250	◎130	・

注入材料
◎建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度形または中粘度形)
検査 (コア抜き取り) ◎行わない ・行う (抜き取り後の補修方法 :)
・ウカットシール材充填工法

充填材料	品質・規格等	備考
◎シーリング用材料	1 成分形または 2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ・◎行わない ・行う
・可とう性エポキシ樹脂		
・シール工法 (◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面)		
・パテ状エポキシ樹脂		
・可とう性エポキシ樹脂		
・既存塗り仕上げ材の撤去及び補修 (◎シール工法の範囲)		

・4-2-3 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.3.9,10)

既存モルタル面の撤去部		
改修工法の種類	品質・規格等	備考
・充填工法	ポリマーセメントモルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕 4.3.5(5) による	塗り厚 25mm を超える場合の補強 ◎行う (・図示) ・行わない

既製目地材 ・適用する (形状 ◎図示 ・)

・4-2-4 浮き部改修工法 (4.1.4) (4.3.9～16) (表 4.3.5,6)

改修工法の種類 (モルタルを撤去しない場合)	浮きの有無の本数 (本/m)		注入口の箇所数 (箇所/m)		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16 ・	◎25 ・	—	—	◎25ml/箇所
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎25ml/箇所
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎50ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	—	—	◎25ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎25ml/箇所
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎50ml/箇所

材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの
注入口付アンカーピン

材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径外径 6mm 改修工法の種類
改修工法の種類
(モルタルを撤去する場合)

充填工法	品質・規格等	備考
・充填工法	・ポリマーセメントモルタル ・エポキシ樹脂モルタル	
・モルタル塗替え工法	改修標仕 4.3.5(5) による	塗り厚 25mm を超える場合の補強 ◎行う (・図示) ・行わない

既製目地材 ・適用する (形状 ◎図示 ・)

工事名称	令和7年度 市道 5359 号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称/縮尺	特記仕様書 (その 2)	図面番号
設計年月日	令和7年7月	A-02
設計者	鹿沼市役所都市建設部建築課	
発注者	鹿沼市	

令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事 特記仕様書

4－3章 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁

・4-3-1 既存タイル張りの撤去
・外壁タイル張り全面 ・図示の範囲
撤去範囲 ◎下地モルタルまで ・張付けモルタルまで ・タイルのみ

4-3-2 ひび割れ部改修工法 (4.1.4) (4.2.5) (4.4.6)

改修箇所 ◎既存タイル張り面 ・既存タイル撤去面（・コンクリート ・モルタル面）
◎樹脂注入工法（◎既存モルタル面 ・既存躯体コンクリート面）

注入工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	備考
◎自動式低圧エポキシ注入工法	0.2 以上～1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎200～300 ・	・ ・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法 ・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 以下 (挙動のあるひび割れを除く)	◎50～100 ◎100～200 ◎150～250 ・	◎40・ ◎70・ ◎130・	
注入材料 ◎建築補修用注入エポキシ樹脂 (JIS A 6024 低粘度形または中粘度形) 検査 (コア抜き取り) ◎行わない ・行う (抜き取り後の補修方法:) ・ウカットシール材充填工法				
充填材料	品質・規格等	備考		
◎シーリング用材料	1 成分形または2 成分形ポリウレタン系シーリング材	ポリマーセメントモルタルの充填 ・◎行わない ・行う		
・可とう性エポキシ樹脂				

・4-3-3 欠損部改修工法 (4.1.4) (4.4.5) (4.4.7.8) (表 4.4.2)
・タイル部分張替え工法（既存タイル張り撤去面）

接着剤の種類		品質・規格等
◎ポリマーセメントモルタル		
・タイル部分張替え工法用接		

・タイル張替え工法
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ◎改修標仕表 4.4.2 による ・図示
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り
外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継目地、ひび割れ誘発目地 ◎ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ◎変成シリコーン系 ・

・4-3-4 浮き部改修工法 (4.1.4) (4.4.5) (4.4.7～15) (表 4.3.5.6)					
改修工法の種類 （モルタルを撤去しない場合）	「フット・ソック」の本数（本/m）		注入口の箇所数（箇所/m）		充填量
	一般部	指定部	一般部	指定部	注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎16 ・	◎25 ・	—	—	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎25ml/箇所 ・
・アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎13 ・	◎20 ・	◎12 ・	◎20 ・	◎50ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	—	—	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎25ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法	◎9 ・	◎16 ・	◎9 ・	◎16 ・	◎50ml/箇所 ・
・注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入タイル固定工法	・	・	—	—	◎25ml/箇所 ・
・タイル部分張り替え構法	—	—	—	—	—
・タイル張り替え構法	—	—	—	—	—

アンカーピン
材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの
注入口付アンカーピン
材質 ◎ステンレス SUS304、呼び径外径 6mm 改修工法の種類
伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
位置 ◎改修標仕表 4.4.2 による ・図示
タイル張り下地等の均しモルタルの接着力試験 ・行う ・行わない
・セメントモルタルによる陶磁器質タイル張り
タイル張りの工法
外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ・改良積上げ張り
外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り
・有機系接着剤による陶磁器質タイル張り
シーリング材の種類
打継目地、ひび割れ誘発目地 ◎ポリウレタン系 ・
伸縮調整目地その他の目地 ◎変成シリコーン系 ・

・4-3-5 目地改修工法 (3.7.2) (4.1.4) (4.4.16) (表 3.7.1)
・目地ひび割れ部改修工法
・伸縮目地改修工法
シーリング用材料 種類 ◎改修標仕表 3.7.1 による

・4-3-6 陶磁器質タイル (4.4.5) (4.4.7～8) (表 4.4.4)												
施工箇所	種類	形状寸法 (mm)	吸水率による区分			うわ薬		役物		色		再生材の適用 [G]
			I 類	II 類	III 類	無釉	施釉	有	無	標準	特注	
役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする タイルの見本焼き ◎行わない ・行う 壁タイル張りの工法 外壁タイル ・密着張り ・マスク張り タイルの試験張り ◎行わない ・行う												

4－4章 外壁改修工事 仕上塗材仕上げ外壁

・4-4-1 既存塗膜等の除去及び下地処理 (4.5.2) (4.5.4) (表 4.5.4～7)		
既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法		
工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	◎既存仕上面全体 ・	・ ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法	◎既存仕上面全体 ・	・ 浮き部改修工法
加圧力・30Mpa ◎15MPa		・ 欠損部改修工法
・塗膜はく離削工法	◎既存仕上面全体 ・	
・水洗い工法	◎上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・	
塗膜はく離剤 ・		

・4-4-2 下地調整塗材 (4.5.2) (4.5.4)
◎下地調整塗材
・ポリマーセメントモルタル

・4-4-3 仕上塗材仕上げ (4.1.4) (4.5.2) (表 4.4.1,4) (4.5.1) (欄仕 15.6.2)		
種類、仕上げの形状、工法		
種類	呼び名	仕上げの形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材 Si ・可とう形外装薄塗材 Si ・外装薄塗材 E ・可とう形外装薄塗材 E ・防水形外装薄塗材 E ・外装薄塗材 S	・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・砂壁状
・複層仕上げ塗材	・複層塗材 CE ・可とう形複層塗材 CE ・複層塗材 Si ・複層塗材 E ・複層塗材 RE ・防水形複層塗材 CE ・防水形複層塗材 E ・防水形複層塗材 RE ・防水形複層塗材 RS	・ゆず肌状 ・凸処理 ・凹凸模様 耐候性 ◎耐候形 3 種 上塗材 溶媒 ◎水系 ・溶剤系 樹脂 ◎アクリル系 外観 ◎つやあり ・つやなし ・メタリック 防水形の増塗材 ◎行う
・可とう形改修用仕上塗材	・可とう形改修塗材 E ・可とう形改修塗材 RE ・可とう形改修塗材 CE	耐候性 ◎耐候形 3 種 ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状
防火材料の指定が必要な場合 ◎建築基準法に基づく認定を受けた材料とする。		

・4-4-4 マステック塗材塗り
種類 ・A 種 ・B 種

・4-4-5 外壁用塗膜防水材 (4.7.1～7)
各項目を参照する

5章 建具改修工事

・5-1 改修工法の適用 (5.1.3)			
建具の種類	かぶせ工法	撤去工法	備考
・アルミニウム製建具	・	・	
・樹脂製建具	—	・	
・鋼製建具	・内部	・	
	・外部	・	
・鋼製軽量建具	・	・	
・ステンレス製建具	・	・	
・木製建具			

・5-2 見本の製作等 (5.1.5)
特殊な建具の仮組 ・行う ◎行わない

・5-3 防犯建物部品 (5.1.6)
・適用する（・図示 ・ ）

5-4 アルミニウム製建具 (5.2.2,4,5) (表 5.2.1,2)			
外部に面する建具 ※複層ガラスの引違いの場合は 100 とする。			
種別	枠見込 (mm)	施工箇所	
・ A 種	◎70	◎図示	・
・ B 種	・	◎図示	・
・ C 種	100	◎図示	・
・ 防音ドアセット ・ 防音サッシ		遮音性の等級 ()	
・ 断熱ドアセット ・ 断熱サッシ [G]		断熱性の等級 ()	
・ 耐震ドアセット		面内変形追随性の等級 ()	
表面処理	種別◎BB-1 ・ BB-2 (◎ブラック	・ ブラック ・ ステンカラー)	
屋内建具			
表面処理	種別◎BB-1 ・ BB-2 (◎ブラック	・ ブラック ・ ステンカラー)	
結露水の処理方法	◎図示	・	
水切り板、ぜん板	◎図示	・	
公共住宅のアルミサッシの品質及び性能			
・ 「品質・性能基準」による ・			

・5-5 網戸の網 (5.2.3)			
種類	材質	線径	網目
・防虫網	◎合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス (SUS316) 製	◎0.25mm 以上 ・	◎16～18 メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス (SUS304) 線材	1.5mm	網目寸法 15mm

・5-6 樹脂製建具 (5.2.5) (5.3.2～5)		
外部に面する建具		
種類	枠見込 (mm)	施工箇所
・A 種	◎70	◎図示 ・
・B 種	・	◎図示 ・
・C 種	100	◎図示 ・
・防音ドアセット ・防音サッシ ・断熱ドアセット ・断熱サッシ [G] ・耐震ドアセット 遮音性の等級（ ） 断熱性の等級（ ） 面内変形追随性の等級（ ）		
表面色 ◎標準色 ・特注色 水切り板、ぜん板 ◎図示 ・ ガラス ◎複層ガラス ・		

・5-7 鋼製建具 (5.2.2) (5.4.2～4) (表 5.4.2)	
簡易気密型の簡易気密型ドアセット 外部に面する建具の耐風圧性 ・防音ドアセット・防音サッシ ・断熱ドアセット・断熱サッシ [G] ・耐震ドアセット 遮音性の等級（ ） 断熱性の等級（ ） 面内変形追随性の等級（ ）	
鋼板類 材料 ◎JIS [G] 3302（溶融亜鉛めっき鋼板） ◎JIS [G] 3317（溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき鋼板） 公共住宅の玄関ドアの品質及び性能 ・「品質・性能基準」による ・ 公共住宅のバイブシャフトドアの品質及び性能 ・「品質・性能基準」による ・	
・5-8 鋼製軽量建具 (5.2.2) (5.5.2～4)	
簡易気密型の簡易気密型ドアセット ・防音ドアセット・防音サッシ ・断熱ドアセット・断熱サッシ [G] ・耐震ドアセット 遮音性の等級（ ） 断熱性の等級（ ） 面内変形追随性の等級（ ）	
材料 鋼板類 ◎亜鉛めっき鋼板 ・ビニル被膜鋼板 ・カラー鋼板 ・ステンレス鋼板 鋼板類の厚さ (mm) ◎改修標仕 5.5.4 による 召合せ、縦小包み板の材質 ◎鋼板 ・ 品質規格 ◎製造所標準仕様による 製造所 評価名簿による 公共住宅のクローゼットドアの品質及び性能 ・「品質・性能基準」による ・	

・5-9 ステンレス製建具 (5.2.2) (5.4.2) (5.6.2～5)	
簡易気密型の簡易気密型ドアセット性能値 ・防音ドアセット ・防音サッシ ・断熱ドアセット ・断熱サッシ [G] ・耐震ドアセット 遮音性の等級（ ） 断熱性の等級（ ） 面内変形追随性の等級（ ）	
ステンレス建具の鋼材の種類	
施工箇所	鋼材の種類
屋外	◎SUS304, SUS430J1L, SUS443J1 ・ ◎SUS304, SUS430J1L, SUS443J1 ・
屋内	◎H 1 仕上げ ・鏡面仕上げ 鋼板の曲げ加工 ◎普通曲げ ・角出し曲げ

・5-10 木製建具 (5.7.2～4)	
・フラッシュ戸	
合板の種類	規格等
・普通合板 [G]	表面の樹種 生地、透明塗料塗り（◎ラワン合板程度 ・ ） 不透明塗料塗り（◎しな合板程度 ・ ） 板面の品質（ ）
・天然木化粧合板 [G]	樹種名（ ）
・特殊加工化粧合板 [G]	化粧加工の方法（・オーバーレイ ・プリント ・塗装） 表面性能（ ）タイプ 防火処理（・行う ・行わない） 接着の程度（・1 類・2 類） 表面板の厚さ ◎表 5.7.6 による ・ 建具材の含水率 ◎A 種 ・ ・かまち戸 かまち樹種（ ） 鏡板樹種（ ） ・ふすま 張りの種類（・I 型 ・II 型） 上張り（押入等の裏側以外） ・鳥の子 ・新鳥の子またはビニル紙程度 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・ 公共住宅の内装ドアの品質及び性能 ・「品質・性能基準」による 公共住宅の量産ふすまの品質及び性能 ・「品質・性能基準」による

上張り（押入等の裏側以外） ・ 鳥の子 ・ 新鳥の子またはビニル紙程度

建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量

◎規制対象外 ・

公共住宅の内装ドアの品質及び性能

・「品質・性能基準」による

公共住宅の量産ふすまの品質及び性能

・「品質・性能基準」による

・5-11 建具用金物 (5.8.2.3) (表 5.7.1～3)	
建具金物の種類	
種別	品質・規格
・本締まり付きモノロック	評価名簿による
◎シリンダ箱錠	
・シリンダ本締まり錠	
・ドアクローザ	
・ヒンジクローザ	
・フロアヒンジ	
・ハンドル	
◎レバーハンドル ・	

・5-12 鍵 (5.8.4)
マスターキー ◎製作する ・製作しない
その他の鍵 ・各室 3 本 1 組 ・
引渡し ・鍵箱に収納する

・5-13 自動ドア開閉装置 (5.9.2.3) (表 5.9.1～5)				
引き戸用駆動装置	性能	引き戸用検出装置の種類	凍結防止	防錆
自動ドア ・SSLD-1 ・SSLD-2 ・DSL-1 ・DSL-2	◎耐電圧、 温度上昇、 耐久性（サイクル）は 改修標仕表 5.9.1 による ・	・マットスイッチ ・光線（反射）スイッチ ・熱線スイッチ ・音波スイッチ ・電波スイッチ ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・ペダルスイッチ ・多機能トイレスイッチ	・行う （適用箇所は、建具 表による） ・行わない	・適用する ・適用しない

多機能トイレ出入り口引き戸用駆動装置
開閉方法 ◎片開き ・
耐電圧、温度上昇、耐久性（サイクル）、防錆、電源
◎改修標仕表 5.9.2 による
・耐電圧（ ） ・温度上昇（ ）
・耐久性（サイクル）（ ） ・防錆・電源（ ）
（ ）
引き戸用検出装置
放射無線周波数電磁界耐性、耐電圧、防錆、防滴、電源
◎改修標仕表 5.9.3 による
・放射無線周波数電磁界耐性（ ） ・耐電圧（ ）
・防錆（ ） ・防滴（ ） ・電源（ ）
戸の開閉方式
引き戸検出装置の種類（改修標仕表 5.9.4）
凍結防止装置
・図示
・図示
・適用する（図示） ・適用しない

・5-14 自閉式上吊り引戸装置 (5.10.3) (表 5.10.1)
品質規格 ◎改修標仕表 5.10.1 ・製造所標準仕様による
製造所 ◎評価名簿による

・5-15 重量シャッター (5.11.2.3) (表 5.11.1)	
シャッターの種類	耐風圧強度
・管理用シャッター	耐風圧強度（ ）N/m ²
・外壁用防火シャッター	耐風圧強度（ ）N/m ²
・屋内用防火シャッター	
・屋内用防煙シャッター	
開閉方式による種類	◎上部電動式（手動併用） ・上部手動式
危害防止機構	◎障害物感知装置（自動閉鎖型）
管理用シャッターのシャッターケース	◎設ける ・設けない
鋼板の種類	・JIS [G] 3302（溶融亜鉛めっき鋼板） ・JIS [G] 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板） ◎Z12 または F12 ・
めっきの付着量	

・5-16 軽量シャッター (5.12.2.3) (表 5.12.1)
開閉方式による種類 ◎手動式 ・上部電動式（手動併用）
耐風圧強度
（ ）N/m²
スラットの材質
・JIS [G] 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板）めっき付着量（◎Z06 または F06 ・ ）
・JIS [G] 3322（塗装溶融 55% アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板）
めっき付着量（◎AZ90 ・ ）
スラットの形状 ◎インターロッキング形 ・オーバーラッピング形

・5-17 オーバーヘッドドア (5.13.2.3) (表 5.13.1,2)			
セクション材料による区分	耐風圧区分 (Pa)	開閉方式による区分	収納形式による区分
◎スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125 （1250Pa） ・100 （1000Pa） ・75（750Pa） ・50（500Pa）	◎バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形
ガイドレールの材質	◎溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス 鋼板		

・5-18 ガラス (5.14.2～4) (3.7.3)			
◎建具表による ・ガラスブロック			
寸法 (mm)	色調	パターン	防火認定
	◎クリア ・熱線反射 ・乳白 ・カラー（ ）		

ガラス留め材及び溝の大きさ		
建具の種類	材質	ガラス溝の大きさ (mm)
アルミニウム製	◎シーリング材 ・ガスケット (Fix 部はシーリング材)	◎標仕 16.14.3（製造所の仕様）による
鋼製・鋼製軽量	◎シーリング材	・図示
ステンレス製	◎シーリング材	
ただし、防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能を有するものとする。		
ガラス用フィルム		
名称	種類	張り面
◎ガラス用飛散フィルム 品質 JIS A 5759 による。	第 2 種	◎内張り ・外張り
性能値	飛散防止率 D1	

工事名称	令和7年度 市道 5359 号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その3）	図面番号
設計年月日	令和7年7月	A－03
設計者	鹿沼市役所都市建設部建築課	
発注者	鹿沼市	

令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事 特記仕様書

6章 内装改修工事

○6-1 改修範囲 (6.1.3)

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲

◎壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲

◎壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲

天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修

◎既存のまま ・図示の範囲

・6-2 既存床の撤去及び下地補修 (6.2.2)

ビニル床シート等の除去

◎仕上げ材のみ（接着剤とも） ・下地モルタルとも（◎図示の範囲 ・除去範囲の全て）

合成樹脂塗り床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法

改修後の床の清掃範囲 ◎改修箇所の室内 ・

・6-3 既存壁の撤去及び下地補修 (6.3.2) (4.3.10)

間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修

◎図示 ・モルタル塗り（塗り厚25mmを超える場合の補強◎行う ・行わない）

・6-4 木下地 (6.5.2) (表6.5.1,2)

木材の品質 ・市販品

樹種 ◎改修標仕表6.5.6～9による ・代用樹種を適用する箇所（ ）

保存処理木材を適用する箇所（ ）

・6-5 造作用集成材 [G] (6.5.2)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用		
・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材						
施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
◎1等 ・2等						

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の等級	間伐材等の適用
◎1等 ・2等						

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
◎A種 ・B種					

施工箇所	化粧薄板の樹種	芯材の樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
◎A種 ・B種							

・6-6 造作用単板積層材 [G] (6.5.2)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・JAS 0701（単板積層材）による造作用単板積層材

施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の化粧加工	間伐材等の適用
・適用する ・有（加工） ・適用しない ・無（等級）				

施工箇所	厚さ(mm)	防虫処理	表面の化粧加工	含水率	間伐材等の適用
・適用する ・有（加工） ・適用しない ・無（等級） ◎14%以下 ・					

施工箇所	品名	曲げ性能(強度等級)	種別	接着性能(使用環境)	樹種	寸法(mm)	間伐材等の適用
◎A種 ・B種							

・6-7 合板等 (6.5.8) (表6.5.8)

ホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・「合板の日本農林規格」による普通合板 [G]

施工箇所	厚さ(mm)	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	間伐材等の適用
◎5.5 ・						
◎2等以上 ・1等以上 針葉樹 ◎C-D以上 ・						

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
◎A種 ・B種								

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
◎A種 ・B種								

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
◎A種 ・B種								

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
◎A種 ・B種								

施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	間伐材等の適用
◎A種 ・B種								

		◎13 タイプ	◎P または M	◎15		
・ 構造用パネル						
施工箇所		厚さ (mm)	等級			
			・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級 ・ 4 級			
・ MDF [G]						
施工箇所	厚さ (mm)	表表面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	間伐材等の適用

・6-8 防腐・防蟻処理 (6.5.5)

・防腐、防蟻処理を省略できる樹種による製材

適用部位：（ ）

・薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理

適用部材	保存処理性能区分
	・K2 ・K3 ・K4
	・K2 ・K3 ・K4

・薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理

適用部材	処理の方法	保存処理性能区分

・薬剤の接着材への混入による防腐・防蟻処理

適用部位：（ ）

・6-9 接着剤 (6.5.3)

接着剤のホルムアルデヒド放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・6-10 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2～4) (表6.6.1)

野縁等の種類 屋外形（◎25形 ・19形） 屋内形（◎19形 ・25形）

・屋外の軒天井、ピロティ天井等の工法

建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法

野縁、野縁受、つりボルト及びびンサート及び周辺部の間隔 ・図示 ・

既存の埋込インサート ・使用する ・使用しない

あと施工アンカー施工後の確認試験 ◎行う ・行わない

補強方法

つりボルトの間隔（900mm超） ◎図示 ・

天井のふところ（1.5m以上3.0m以下） ◎改修標仕6.6.4(8) (7) (4) による ・図示

天井のふところ（3.0m超） ◎図示 ・

特定天井

特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件（平成25年国土交通省告示第771号）に基づく工法 ◎適用する ・適用しない

・6-11 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3) (表6.7.1)

高さ2.7m以下	高さ4.0m以下	高さ4.0m超、4.5m以下	高さ4.5m超、5.0m以下	5.0m超
◎50形	・	◎90形・	◎100形・	・図示

・6-12 ビニル床シート [G] (6.8.2,3)

種別	種類の記号	色柄	厚さ(mm)
・発泡層のないもの	◎FS（複層ビニル床シート）	◎無地 ・マーブル柄	◎2.0 ・
・発泡層のあるもの	・	◎柄物 ・無地	・

目地処理する場合の工法 ◎熱溶接工法 ・突付け（施工箇所 ）

・6-13 ビニル床タイル [G] (6.8.2)

種類の記号	色柄	寸法(mm)	厚さ(mm)	備考
◎K T（コンポジションビニル床タイル）	◎無地 ・柄物	・300×300 ・450×450	◎2.0	
・F T（積層ビニル床タイル）		・500×500		
・F O A（置敷きビニル床タイル）				

・6-14 特殊機能床 (6.8.2)

シート種別	厚さ、寸法、形状	性能	種類
・帯電防止床シート	(mm)		
・帯電防止床タイル	× (mm)		
・視覚障害者用床タイル	(mm)		
・耐動荷重性床シート	(mm)		
・防滑性床シート	(mm)		
・防滑性床タイル	× (mm)		

・6-15 ビニル幅木 (6.8.2)

材質 ◎軟質 ・硬質

高さ(mm) ◎60 ・75 ・100

厚さ(mm) ◎1.5以上 ・

・6-16 ゴム床タイル (6.8.2)

種類	色柄	厚さ(mm)	寸法(mm)
・単層 ・複層	（ ）	・3.0 ・4.5 ・6.0 ・9.0	（ ）

・6-17 カーペット敷き [G] (6.9.3) (表6.9.2)

・織じゅうたん

種別	バイル形状	色柄	帯電性	糸の種類	工法
・A類	・カットバイル	◎無地	◎適用する ・適用しない	・	◎ヒートボンド工法
・B類	・ループバイル	・柄物			
・C類	・カット、ループ併用				
・タフテッドカーペット					

バイル形状	バイル長(mm)	工法	帯電性	備考
・カットバイル	◎5～7	・全面接着工法	・適用する（ ）	
・ループバイル	◎4～6	・グリッパ―工法	・適用しない	
・カット、ループ併用	・			
・タイルカーペット				

バイル形状	種別	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
◎ループバイル	◎第一種	◎500×500	◎6.5	平場 ◎市松敷き ・模様流し

・カットバイル	・第二種	・	・	階段	◎模様流し ・市松敷き
・カット、ループ併用					

・6-18 合成樹脂塗床 (6.10.2,3)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材（弾性ウレタン樹脂系塗床）			◎平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床）		・薄膜流し展べ工法 ・厚膜流し展べ工法 ・樹脂モルタル工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材			
塗料のホルムルデヒド放散量	◎規制対象外	・	

・6-19 フローリング張り [G] (6.11.2～7) (表6.11.1～4)

単層フローリング張り

種別	樹種	厚さ(mm)	工法	備考
・フローリングボード1等	・ぶな ◎なら ・さくら ・いたや	◎15 ・12以上 ・	・釘止め工法(根太張り) ・釘止め工法(直張り) ・接着工法	
・フローリングボード1等（体育館用）		・	・	
・フローリングロック1等複合フローリング張り		◎15	・接着工法	303×303

種別	樹種	厚さ(mm)	工法	種別	種別(主宅)
・天然木化粧複合フローリング張り	・一般用 ・住宅用	◎なら ・	・釘留め工法(根太張り) ・釘留め工法(直張り) ・発砲プラスチック系床下地張り工法 ・乾式遮音二重床下地材張り工法	・A種 ・B種	・A種 ・B種 ・C種 ◎D種
		・8以上 ・12以上	・接着工法（合成樹脂発泡シート裏打ち）		
	・体育館用	・18 ・27	・普通張り ◎特殊張り		

ホルムアルデヒドの発散量 ◎規制対象外 ・第三種

現場塗装仕上げ ・行う（施工箇所 ） ・行わない

◎ウレタン樹脂ワニス塗り

・オイルステインの上、ワックス塗り

・生地のままワックス塗り

・6-20 畳敷き (6.12.2,3) (表6.12.1)

下地の種類	畳の種類
標仕表12.6.1による床組	・A種・B種・C種・D種（ ）
ポリスチレンフォーム床下地	・A種・B種・C種・D種（ ）
畳表及び畳床はVOC含有量が少ないものとする	

・6-21 ポリスチレンフォーム床下地材 (6.12.2,3) (表6.12.1)

ノンフロンのもの [G]

床	厚さ(mm)	備考
フローリング類	・80 ・95	（不燃）
畳	◎40 ・65 ・80	（不燃）

○6-22 せっこうボードその他ボード及び合板張り (6.13.2,3) (表6.13.1,3,5)

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質毛セメント板	・15 ・20 ・25 ・
・普通毛セメント板	・15 ・20 ・25 ・
・普通木片セメント板	・30 ・
●けい酸カルシウム板	◎タイプ2（無石綿）
・ロックウール化粧吸音板	◎フラットタイプ(◎9 ・12)（不燃） ・凹凸タイプ(◎12 ・15 ・19)（不燃）

・ロックウール化粧吸音板（軒天井用）	◎フラットタイプ 9（不燃） ・凹凸タイプ（・12 ・15）（不燃）
・せっこうボード	・9.5(不燃) ・12.5(不燃)
・不燃積層せっこうボード	◎9.5(不燃) ・化粧無（下地張り用） ・化粧有(150×75模様)
・シージングせっこうボード	・12.5(不燃)
・強化せっこうボード	・12.5(不燃) ・15.0(不燃)
・せっこうラスボード	◎9.5
・化粧せっこうボード	◎9.5(・準不燃 ・不燃)
・化粧せっこうボード(木目)	◎12.5(不燃) 幅440程度 模様（◎板目・板目）専用下地材付

・普通合板	表面の材種 生地、透明塗料塗り（◎ラワン程度 ・ ） 不透明塗料塗り（◎しな程度 ・ ）
	板面の品質（ ） 厚さ(mm)（ ） 接着の程度（・1類・2類） ・防虫処理・
・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による厚さ1.2
・ビニル化粧板	・3・7・9・12

・パーティクルボード

・軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材

◎アクリル系シーリング材 ・ジョイントコンパウンド

工法合板の張り付け ・A種 ◎B種

せっこうボードの目地工法 ●目透し ・突付け ・継目処理

合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・6-23 吸音材 (6.13.2) (表6.13.1)

種類	JISの記号	厚さ(mm)
・ロックウール吸音ボード1号	RW-B	◎25 ・
◎グラスウール吸音ボード32K	[G] W-B	◎25 ・

・6-24 壁紙張り (6.14.2,3) (表7.3.4,7)

施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考
	紙 繊維 プラ その他 無機質		

		（織物）（ビニル）（化学繊維）					
	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル、せっこうプラスター面の下地調整 ・R A種 ◎R B種

せっこうボード面の下地調整 ・R A種 ◎R B種

壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種

・6-25 モルタル塗り (6.15.3)

防水モルタルの防水剤 製造所 ◎評価名簿による

既製目地材 ・設ける 施工箇所（ ）形状（ ）

・設けない

モルタル ・現場調査材料 ・既調査材料（ ）

床の目地 ・設ける

（目地割り ◎2 m程度（最大目地間隔3 m程度） ・ ）

（種類 ◎押し目地 ・ ）

・設けない

・6-26 陶磁器質タイル (6.16.3,4)

施工箇所	形状寸法(mm)	吸水率による区分	うわ薬	役物	色	再生材の適用 [G]	耐凍害性	備考
		I 類 II 類 III 類	無釉 施釉	有 無	標準 特注		有 無	

・6-27 断熱材 [G]（標仕19.9.2～4）

断熱材打込み工法

種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・	
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（スキン層なし）	・	・	
・硬質ウレタンフォーム断熱材	・	・	
・フェノールフォーム断熱材	・	・	

断熱材現場発泡工法

断熱材の種類 ・A種1 ・A種1H

厚さ(mm) ・25 ・30 ・

施工箇所 ・図示 ・

断熱材あと張り工法(S1工法等)

種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等
・ビーズ法ポリスチレンフォーム保温材			
◎押出法ポリスチレンフォーム保温材（2種b）			
◎保温板（3種b）			
・			

・A種硬質ウレタンフォーム保温材

・フェノールフォーム保温材（3種2号を除く）

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂またはメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量

◎規制対象外 ・第三種

・6-28 フリーアクセスフロア（標仕20.2.2）

施工箇所	構法	設定高さ(mm)	適用地震時水平力	耐荷重性能(N/㎡)	表面仕上げ材
	・パネル構法	・	・1.0 [G] ・0.6 [G]	・3,000 ・5,000	・帯電防止ビニル床タイル ・タイルカーペット
	・溝工法	・	・1.0 [G] ・0.6 [G]	・3,000 ・5,000	・帯電防止ビニル床タイル ・タイルカーペット

表面仕上げ材の品質・規格等は、標仕19章内装工事による

配線用取出しパネル 配線取出し開口：パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1カ所以上

フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ◎20～30%

空調用吹き出しパネル ◎無・有（◎固定式 ・可変式：施工箇所は図示）

製造所：評価名簿による

・6-29 可動間仕切（標仕20.2.3）

構造形式	パネル部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ	遮音性能	防火性能
・スタッド式 ・スタッドパネル式 ◎パネル式		◎銅板（◎0.6 ・0.8） ・	◎メラミン樹脂またはアクリル樹脂焼付け ・	・有（ ） ・無	・有 ・無

品質JIS A 6512によるものまたは評価名簿による

パネル材のホルムアルデヒド放射量 ◎規制対象外

工事名称	令和7年度 市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事		
図面名称／縮尺	特記仕様書（その4）		図面番号
設計年月日	令和7年7月		A－04
設計者	鹿沼市役所都市建設部建築課		
発注者	鹿沼市		

令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事 特記仕様書

・6-30 移動間仕切 (標仕20.2.4)				
遮音性能による区分	厚さ (mm)	表面材	表面仕上げ	操作方法
・一般タイプ		・銅板	・焼付塗装 ・壁紙張り	・手動式・電動式 ・部分電動式
・遮音タイプ (36db 以上)		・銅板	・焼付塗装 ・壁紙張り	・手動式・電動式 ・部分電動式
表面仕上げの壁紙張りの品質は標仕19章内装工事による製造所評価名簿による				

・6-31 トイレブース (標仕20.2.5)				
表面仕上げ材 ◎メラミン樹脂系化粧板 (標準色アルミ製コーナーエッジ付き)				
・ポリエステル樹脂系化粧板				
足形状 ◎幅木型 ・足金物型				
製造所監督職員の承諾する製造所による				
パネル材のホルムアルデヒド放射量 ◎規制対象外				

・6-32 階段滑り止め (標仕20.2.7)				
材質 ◎ステンレス (SUS304)				
形状 ◎ビニールタイヤ入り両端フラットエンド ◎有 (◎ビニル製 ・ステンレス製) ・無				
幅 (mm) ◎約35				
取付工法 ◎接着工法 ・埋込み工法				

・6-33 階段手すり		施工箇所
種別		
◎集成材クリアラッカー仕上げ (市販品径：約40mm)		
・ビニル製ハンドレール (幅：約40mm)		

・6-34 黒板及びホワイトボード [G] (標仕20.2.9)				
種類	寸法	色彩	備考	
・黒板	◎焼付け	◎緑 ・黒	◎平面	・曲面 ・スクリーン付引分
		◎緑 ・黒	◎平面	・曲面 ・スクリーン付引分
・ホワイトボード	◎ほうろう	◎白	◎平面	・曲面 ・スクリーン付引分
		◎白	◎平面	・曲面 ・スクリーン付引分

・6-35 鏡 (標仕20.2.10)	
厚さ	◎5mm

・6-36 表示 (標仕20.2.11)			
区分	材質	取付位置	
・衝突防止表示	・ステンレス製 ・図示	・図示	
・室札	・アクリル板 ・	・図示	
・	・	・	

誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とする。
表示標識は図示による。ただし、案内用図記号はJIS Z 8210による。
製造所：監督職員の承諾する製造所

・6-37 ブラインド (2.3.1) (5.1.6) (標仕20.2.14)					
・既存再利用する (養生方法：) ・新設する					
形式	操作方法	種類	スラットの材質	スラット幅 (mm)	ボックス、レールの材質
◎横型	・手動	◎ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	◎アルミニウム合金製 [G] ・	◎25 ・35	・鋼製 ・
	・電動	—			
・縦型	・手動	・2本操作コード式 ・1本操作コード式	・アルミスラット ・クロススラット ・	・80 ・100	アルミニウム合金製
	・電動	—			

・6-38 ロールスクリーン [G] (標仕20.2.15)				
防火性能 ◎有 ・無				
操作方式 ・スプリング式 ・コード式 ・電動式				
スクリーンの材質 ・ポリエステル ・綿				

・6-39 カーテン (標仕20.2.16)									
・既存再利用する (養生方法：) ・新設する									
施工箇所	形式		開閉装置			ひだの種類		品質等	
	シングル	ダブル	片引	引分	電動	ひも	手引		

・6-40 カーテンレール (標仕20.2.16)				
・既存再利用する (養生方法：) ・新設する				
材質 ・ステンレス製 ・アルミニウム製				
形式 ・片開き ・引き分け (暗幕用は300mm以上の召合わせの重掛けとする)				
・シングル ・ダブル				
断面形状 ◎C型 ・D型 ・角型				

・6-41 ブラインドボックス及びカーテンボックス (標仕20.2.16)				
・既存再利用する (養生方法：) ・新設する				
・市販品 (アルミニウム製 押出し型材)				
溝幅×深さ (mm) ・90×150 ◎120×80 ・120×150 ・150×80				
色彩 ◎B-1 ・B-2 (◎ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー)				
・図示				

・6-42 天井点検口	
材質	アルミニウム製 (◎額縁タイプ ・目地タイプ)
製造所：評価名簿による	

・6-43 床点検口	
材質	アルミニウム製 (受け枠 ◎アルミ製 ・ステンレス製)
製造所：評価名簿による	
・6-44 くつぶきマット	
市販品	材質 ・塩化ビニル製 (コイル状ステンレス製受枠) ・硬質アルミニウム製 (受枠とも) ・ビニル製 (ステンレス製受枠) ・ステンレス製 (受枠とも)

・6-45 浴室ユニット (公仕仕20.2.15)				
公共住宅の品質及び性能 (・「品質・性能基準」による ・)				
種類、形状、寸法 (内法)、材質 ()				

・6-46 キッチンキャビネット (公仕仕20.2.16)				
公共住宅の品質及び性能 (・「品質・性能基準」による ・)				
種類 ◎キッチン (◎I型 ・II型) ・シンク				
流し台、調理台、シンク、吊り戸棚等の形状、寸法 ◎設計図による ・				
カウンタートップ及びシンクの材質 ◎ステンレス ・				
付属部品 ◎水切り棚 ・				

・6-47 郵便受箱 (公仕仕20.2.17)				
公共住宅の品質及び性能 (・「品質・性能基準」による ・)				
形状 ・縦型 ◎横型 寸法 (×)				
個数 () 個 材質 ◎ステンレス ・				

・6-48 手すりユニット (公仕仕20.2.18)					
公共住宅の品質及び性能 (・「品質・性能基準」による ・)					
名称	種類	材質	形状	寸法 (支柱間隔、高さ等)	支持方法
墜落防止手すり	・廊下用	・7×3 ・スチール ・ステンレス	・手すり子 ・目隠しバネ	◎設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・バルコニー用	・7×3 ・スチール ・ステンレス	・手すり子 ・目隠しバネ	◎設計図による ・	・床支持 ・壁支持 ・方立て支持
	・窓用	・7×3 ・スチール ・ステンレス	・手すり子 ・目隠しバネ	◎設計図による ・	・床支持

・6-49 補助手すり (公仕仕20.2.19)				
公共住宅の品質及び性能 (・「品質・性能基準」による ・)				
名称	材質	形状	寸法	設置場所
◎廊下階段手すり	◎合成樹脂被覆7×3手すり			
◎補助手すり	・樹脂被覆ステンレス手すり ・集成材クリアラッカー塗り			

7章 塗装工事

O7-1 材料 (7.1.3)	
屋内の壁・天井仕上げ材は防火材料とする。 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ◎規制対象外 ・第三種	

・7-2 下地調整 (7.2.2~7) (表7.2.1~7)	
下地面等	種別
木部	・RA種 ◎RB種 ・RC種
鉄鋼面	・RA種 ◎RB種 ・RC種
垂鉛めっき鋼面	・RA種 ◎RB種
垂鉛めっき鋼面 (鋼製建具)	◎RA種 ・RB種
モルタル面及びせっこうプラスター面	・RA種 ◎RB種 ・RC種
コンクリート面及びALCパネル面	・RA種 ◎RB種 ・RC種
せっこうボード面及びその他ボード面	・RA種 ◎RB種 ・RC種
既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修	
◎行わない ・行う (補修範囲及び補修方法は図示による。)	

O7-3 素地ごしらえ (7.3.2~7) (表7.3.1~7)		
下地面等		種別
木部	不透明塗料塗りの場合	◎A種 ・B種
	透明塗料塗りの場合	・A種 ◎B種
鉄鋼面	DP 以外	・A種 ・B種 ◎C種
	DP	・A種 ◎B種 ・C種
垂鉛めっき鋼面		・A種 ・B種
モルタル面及びせっこうプラスター面		・A種 ◎B種
コンクリート面 (DP 以外) 及びALCパネル面		・A種 ◎B種
押出成形セメント板面及びコンクリート面 (DP)		・A種 ・B種
コンクリート面 (DPのみ)		・A種 ◎B種
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：継目処理工法	◎A種 ・B種
	目地：継目処理工法以外	・A種 ●B種

・7-4 錆止め塗料塗り (7.4.2.3) (表7.4.1~6)				
下地面等		塗料	工程	
鉄鋼面	SOP 仕上塗料なし	塗替え	◎A種 ・	◎C種 ・
		新規見え掛け	◎A種 ・	◎A種 ・
		新規見え隠れ	◎A種 ・	◎B種 ・
		塗替え	改修標仕7.4.2(1) (f) (b) による	・A種 (下地調整 RA 種) ・B種 (下地調整 RB 種) ・C種 (下地調整 RC 種)
	DP	新規	改修標仕7.4.2(1) (f) (a) による	・A種 ・
		塗替え	◎B種 ・	◎C種 ・
		新規見え掛け	◎B種 ・	◎A種 ・
		新規見え隠れ	◎B種 ・	◎B種 ・
	EP- [G]	塗替え	◎B種 ・	◎C種 ・
		新規見え掛け	◎B種 ・	◎A種 ・
垂鉛めっき鋼面	SOP 仕上塗料なし	塗替え	◎A種 ・	◎C種 ・
		新規鋼製建具等	◎A種 ・	◎A種 ・
		その他	◎B種 ・	◎B種
	DP	塗替え	◎B種 ・	—
		新規	◎B種 ・	—
	EP- [G]	塗替え	◎C種 ・	◎C種 ・
		新規鋼製建具等	◎C種 ・	◎A種 ・
	その他		◎C種 ・	◎B種

O7-5 各種塗料塗り (7.5.1~7.13.2) (表7.5.1~7.13.1)			
塗装	塗装面	工程	
		塗替え	新規
・合成樹脂調合ペイント塗り (SOP) 塗料の種類 ◎1種 ・2種	木部 屋外	◎B種	◎A種
	木部 屋内	◎B種	◎B種
	鉄鋼面	◎B種	・A種 ◎B種
	垂鉛めっき鋼面	◎B種	◎B種
	鋼製建具	◎A種	◎B種
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD) ・耐候性塗料塗り (DP)	屋内のコンクリート面 ・モルタル面	◎B種	◎B種
	鉄鋼面 上塗り ・1級 (フッ素樹脂塗料) ・2級 (アクリルシリコン樹脂塗料) ・3級 (ポリウレタン樹脂塗料)	—	—
●つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EPー [G])	垂鉛めっき鋼面	—	—
	・1級 (フッ素樹脂塗料) ・2級 (アクリルシリコン樹脂塗料) ・3級 (ポリウレタン樹脂塗料)	—	—
	コンクリート面	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種	・A-1 ・B-1 ・C-1
	押出成形セメント板面	・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2種 ・C-1種 ・C-2種	・A-1 ・B-1 ・C-1
	屋内木部	◎B種 ・	◎A種 ・
・合成樹脂エマルジョンペイント塗り (EP)	屋内鉄鋼面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	屋内垂鉛メッキ鋼面	◎A種 ・	・A種 ・B種
	コンクリート面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	モルタル面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	せっこうプラスター面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	せっこうボード面	◎B種 ・	・A種 ●B種
	塗装面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	コンクリート面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	モルタル面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	せっこうプラスター面	◎B種 ・	・A種 ・B種
・合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り (EPー T)	木部等	◎B種 ・	・A種 ・B種
	屋内コンクリート面	・A種 ◎B種 ・C種	・A種 ・B種
	モルタル面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	せっこうプラスター面	◎B種 ・	・A種 ・B種
	せっこうボード面	◎B種 ・	・A種 ・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)	木部	・A種 ◎B種	・A種 ◎B種
	・ラッカーエナメル塗り (LE)	・A種 ◎B種	・A種 ◎B種
・クリヤラッカー塗り (CL) ・ステイン塗り	木部	・A種 ◎B種	・A種 ◎B種
	木部	・ビゲメントステイン塗り ・オイルステイン塗り (OS)	
・木材保護塗料塗り (WP) ・水性ウレタン樹脂塗料塗り	木部	・A種 ◎B種	・A種 ◎B種
	木部	2波形4回塗り1回の塗付量 0.06k [G] /m3 ホルムアルデヒド放散量F☆☆☆☆	
合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種類 ◎1種			

8ー1章 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事

・8-1-1 鉄筋の種類等 (8.2.1) (表8.2.1)			
規格	種類の記号	使用箇所	呼び名 (mm)
鉄筋 (異形鉄筋)	・SD295A		◎D16 以下
	・SD345 ・		◎D19 以上

・8-1-2 溶接金網 (8.2.2)				
形状等				
種類	種類の記号	網目の形状、寸法	鉄線の径 (mm)	使用部位
・溶接金網		◎100×100	◎6.0	
・鉄筋格子				

・8-1-3 鉄筋の継手 (8.3.4) (表8.3.3)	
柱及び梁の主筋、耐力壁の鉄筋 ・重ね継手 (L=) ・ガス圧継手 ・機械式継手 ・溶接継手	

・8-1-4 鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ (8.3.5) (表8.3.6)	
鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、目地底から算定する ・耐久性上不利な箇所の鉄筋の最小かぶり厚さは下記による	
施工箇所	改修標仕表8.3.6の値に加える長さ
・柱、梁、壁及び庇などの外気に接する開放し面	◎10mm
柱及び梁の主筋にD29以上の鉄筋の使用 ・無 ・有 (適用箇所：) 主筋のかぶり厚さ・最小かぶり厚さ () mm	

・8-1-5 帯筋 (8.3.4)	
帯筋の組立の形 各部配筋参考図1.1による ・H形 ・WーI形 ・WーIII形	

・8-1-6 圧接完了後の圧接部の試験 (8.3.8) (標仕5.4.10)			
・耐震改修	◎外観試験 (全数)	◎超音波探傷試験 (全数)	
・耐震改修以外	◎外観試験 (全数)	◎超音波探傷試験 ・引張試験 ()	

・8-1-7 コンクリートの種類及び強度 (8.1.3.4) (表 8.1.1)				
レディーミクストコンクリートの種類 ◎Ⅰ類 ・Ⅱ類				
普通コンクリートの設計基準強度				
設計基準強度 F _c (N/mm ²)	気乾単位容積質量 (t/m ³)	スラブ	適用箇所	施工時期
◎21	2.3 程度	◎18 ・15 または 18		
.				

令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事 特記仕様書

- ・8-1-20 溶接部の試験 (8.15.11.12)
完全溶け込み溶接の超音波探傷試験 ◎行う
現場隅肉溶接部の外観検査 ◎行う (検査箇所 構造耐力上主要な部分である継手・仕口)
- ・8-1-21 錆止め塗料塗り (8.17.3)
耐火被覆材の接着する面の塗装 ◎行わない ・行う (・JIS K 5622 ・)

・8-1-22 耐火被覆 (8.18.2～7)	
種別	所要性能及び適用構造区分
・ラス張りモルタル塗り	
	・乾式吹付けロックウール
	・半乾式吹付けロックウール
	・湿式ロックウール
	・
・耐火板張り	
・耐火材巻き付け	

- ・8-1-23 既存コンクリートの目荒し (8.21.3) (8.22.3)
適用範囲
◎既存コンクリートとの打ち継ぎ面
◎既存コンクリートとモルタルまたはグラウト材の充填部の接合面
・
既存コンクリートの目荒しの程度
◎既存柱・梁面 打ち継ぎ面の15～30%程度
◎既存壁 打ち継ぎ面の15～30%程度
既存コンクリートの目荒しの範囲
◎平均深さ2～5mm (最大深さ7mm) 程度の凹面を、全体にわたってつける

- ・8-1-24 あと施工アンカーの材料 (8.2.4)
あと施工アンカーの材料
・金属系アンカー (耐震補強用)
◎接着系アンカー
アンカーの種類 ◎カプセル型回転 ・打撃式
接着剤の品質 ◎有機系 ・無機系
アンカー筋の種類 ◎鉄筋コンクリート用異形棒鋼 ・全ねじボルト

- ・8-1-25 あと施工アンカーの穿孔 (8.12.4)
穿孔前の埋め込み配管等の探査
範囲 ◎あと施工アンカー施工部分すべて ・図示
方法 ◎探査機により精査し、配管等の位置の墨出しを行う ・はつり出しによる
既存コンクリートの不良箇所の確認
アンカー施工部位の既存コンクリートは目荒らし後、目視及び打診により状況を確認し、じゃんか等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

- ・8-1-26 あと施工アンカーの施工確認試験 (8.12.7)
確認試験 ◎行う ・行わない
試験方法 ◎引張試験 (確認強度は図示による) ・

- ・8-1-27 アンカーボルトの保持及び埋込み工法 (標仕7.10.3) (標仕表7.10.1)
・構造用アンカーボルト
材質 ・SNR400B ・SNR490B
埋込み工法 ・図示
・建方用アンカーボルト
材質 ・SS400
埋込み工法 ・A種 ◎B種

8－2章 耐震改修工事

- ・8-2-1 打増し壁に用いるシアコネクタ (8.2.4)
現場打ちコンクリート壁の打増し部に用いる既存部とのシアコネクタ種類 ◎「24 あと施工アンカーの材料」による ・
間隔 (mm) ◎500×500 ・図示

- ・8-2-2 増設・補強工事のコンクリートの打込み (8.21.8) (8.23.5)
工法の種類 ・流し込み工法 ・圧入工法

- ・8-2-3 柱補強 (8.23.5,6) (8.24.1)
・溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法
・鋼板巻き工法及び鋼帯巻き付け工法
・連続繊維補強工法

- ・8-2-4 連続繊維シート巻き (8.2.13) (8.24.1)
材料・形状 採用した工法の規定を満足するもの
材質 引張り強度 (含浸硬化後) ・2500N/mm2 以上 ・3000N/mm2 以上
ヤング係数 (含浸硬化後) ・2.35×105N/mm2 程度 ・2.30×105N/mm2 以上
工法 ◎ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法 ・
下地調整
仕上げモルタルの除去 ◎行う ・行わない
ひびわれ部の改修工法の種類 ・樹脂注入方法 ・Ｕカットシール材充填方法 ・シール工法
柱の隅角部の面取り ◎工法の評価内容による

- ・8-2-5 耐震スリットの施工 (8.25.2)
耐震スリット部の配管等の探査
◎探査器により探査し、配管等の位置の墨出しを行う ・はつり出し
充填材
◎外壁に配置された耐震スリット材は耐火性能及び止水性能を有するものとし、その他は図示による。

9章 環境配慮工事

・9-1 アスベスト粉じん濃度測定 (9.1.1)				
測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考
・測定1	処理作業前	処理作業室内	各点	—
・測定2		施工区画周辺または敷地境界	計点	—
・測定3	処理作業中	処理作業室内	各点	—

・測定4		セキュリティゾーン入口	各点	空気の流れを確認
・測定5		負圧・除じん装置の排出口 (処理作業室外の場合)	各点	除じん装置の性能確認
・測定6		施工区画周辺または敷地境	計点	—
・測定7	処理作業後	処理作業室内	各点	—
・測定8	隔離シート撤去前	施工区画周辺または敷地境界	計点	—

アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

計測機器	測定3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定5
メンブレンフィルタの直径	位相差顕微鏡		
試料の吸引流量	25mm		47mm
試料の吸引時間	1 l/min	5 l/min	10 l/min
試料の透明化	5min	120min	240min
計数条件	アセトシートリアセチレン法またはシュウ酸ジエチル法		
計数アスベスト	総アスベスト繊維数 200 本または視野数 50 視野		
定量限界	直径 3 μm 未満、長さ 5 μm 以上、長さ と直径比 3：1 以上		
報告書の作成 (記載する項目)	50f/l	0.5f/l	0.3f/l

ア 測定結果
イ 測定時間
ウ 測定位置 (測定高さとともに図面上に記載する)
エ サンプリング条件 (メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量)
オ マウンティング方法
カ 顕微鏡視野面積、計数視野数
キ 測定時 (各測定場所ごと) 天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

- ・9-2 アスベスト含有材の処理 (9.1.3～6)
除去範囲 ・図示 ・
除去工法 改修標仕 9.1.3 によるほか、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様による。
処理方法 ◎密封処理 (二重袋梱包) ◎湿潤化 ・セメント固化
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん機フィルタについても密封処理を行う。
除去したアスベスト含有吹付け材等の処分
・埋立処分 (管理型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)

- ・アスベスト含有保温材の除去
除去範囲 ・図示 ・
除去工法 ・改修標仕 9.1.4 による (原形のまま、手ばらしが可能な場合)
処理方法 ◎密封処理 (二重袋梱包) ◎湿潤化 ・セメント固化
除去したアスベスト含有保温材の処分
・埋立処分 (管理型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)

- ・アスベスト含有成型板等の除去
除去範囲 ・図示 ・
除去工法 ・改修標仕 9.1.5 による
除去したアスベスト含有成形板等の処分
・アスベスト含有石こうボード
◎埋立処分 (管理型最終処分場)
・アスベスト含有石こうボードを除くアスベスト含有成形板等
・埋立処分 (安定型最終処分場) ・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)

- ・アスベスト含有建築用仕上塗材の除去
除去範囲 ・図示 ・
除去工法 ・改修標仕 9.1.6 による
除去したアスベスト含有建築用仕上塗材の処分
・埋立処分 (管理型最終処分場)
・埋立処分 (安定型最終処分場)
・中間処理 (溶融施設または無害化処理施設)

- ・9-3 外断熱改修工事 (9.3.2～4)
断熱材の種類
材料名 厚さ (mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム (ノンフロン [G])
・押出法ポリスチレンフォーム (ノンフロン [G])
・硬質ウレタンフォーム (ノンフロン [G])
・フェノールフォーム
・ロックウール
・グラスウール
外装材の種類
・
防火性能
・
既存外壁の仕上材の撤去 ・有 ・無
下地面の清掃及び下地調整 ◎断熱材製造所の指定する仕様
通気層 ・有 (mm) ・無
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける。
特記なき事項は、製造所の仕様による。

- ・9-4 屋上緑化改修工事 [G] (9.4.1)
植栽基盤及び材料
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ◎図示

- ・9-5 透水性アスファルト舗装改修工事 [G] (9.5.3,4,9) (表9.5.1,3,5)
凍上抑制層の材料
・凍上抑制層 ◎再生クラッシャーラン [G] ・クラッシャーラン切込み砂利 ・砂
厚さは図示による
盛り土に用いる材料
・A種 ◎B種 ・C種 ・D種
路床安定処理
◎添加材料による安定処理
種類 ・普通ポルトランドセメント ・フライアッシュセメントB種
・生石灰 () ・消石灰 ()
添加量 ・ k [G] /m3 (目標CBR ・5以上 ・)
路盤材料
◎再生クラッシャーラン (RC-40) [G]
・クラッシャーラン鉄鋼スラグ (CS-40) [G]

- ・クラッシャーラン (C-40)
透水性アスファルト舗装に用いる場合は透水性の高いもの
路床土の支持力比 (CBR) 試験 ◎行う (・乱した土 ◎乱さない土) ・行わない
路床締固め度の試験 ◎行う ・行わない
砂の粒度試験 ◎行う ・行わない
現場CBR試験 ◎行う ・行わない
セメント及びセメント系固化剤を使用した路床安定処理を行った場合の六価クロム溶出試験
◎行う 「セメント及びセメント系固化剤を使用した六価クロム溶出試験要領 (案)」による。
アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ◎行わない

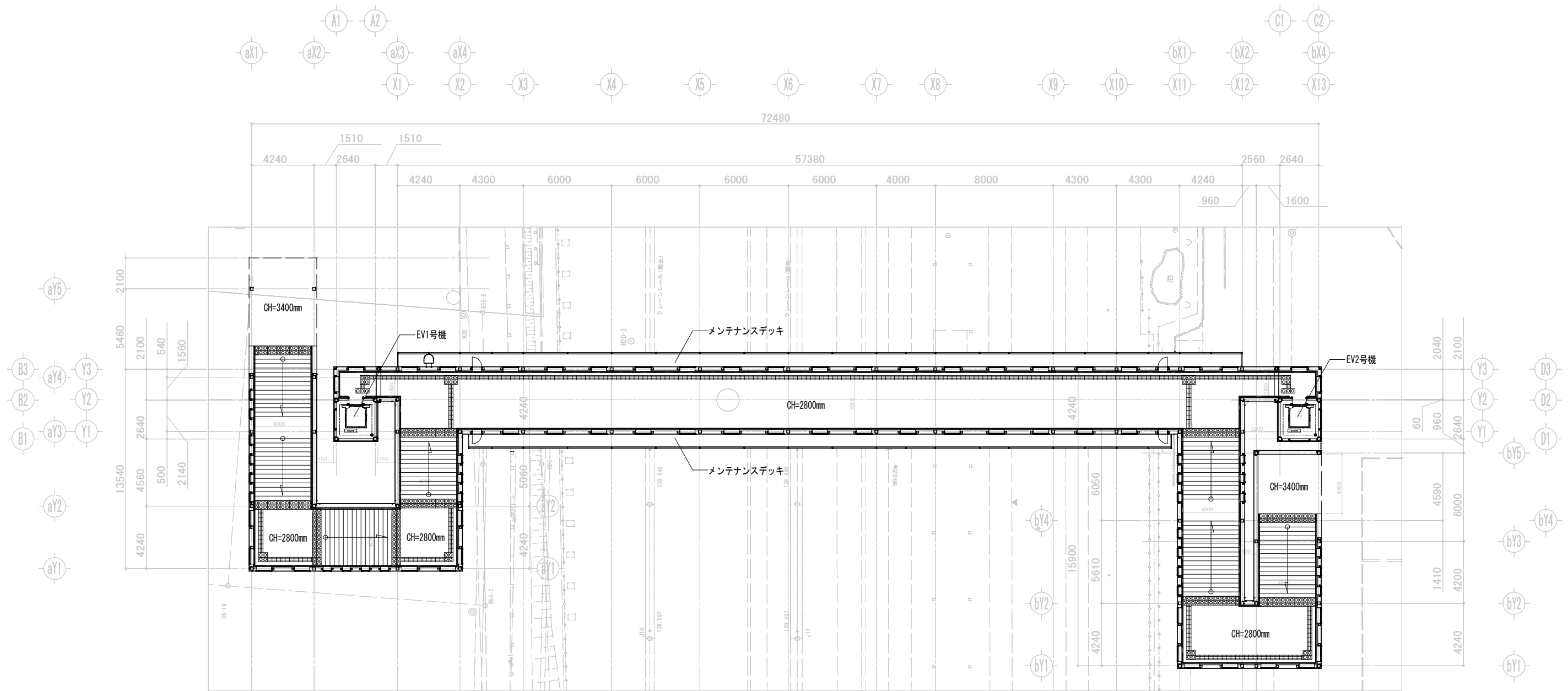
- ・9-6 PCB含有シーリング材の処分
(1) 事前調査等
シーリング材のサンプルについて、専門分析機関で分析を行うこと。
・現場においてサンプルを採取
採取箇所 ◎外壁目地 ・図示 ・
採取箇所数 ◎部材が異なる毎に1箇所 ・図示 ・
分析によりPCBの含有が確認された場合は施工調査等を行い、適切に処理すること。
(2) 施工調査等
調査範囲 ◎図示 ・
処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査等を行うこと。
シーリング使用部位の確認
シーリング長さの確認
施工範囲と工事管理区分の確認
仮設計画
廃棄物等の搬出方法
(3) 除去処理工事
除去方法
「標準施工要領書 (日本シーリング工事共同組合連合会／日本シーリング材工業会)」による。

- ・9-7 処理に注意を要する建設副産物
名称 仕様 数量 備考
・CCA処理木材
・石綿含有石こうボード
・ひ素・カドニウム含有石こうボード
・上記以外の石こうボード

- 石こうボードの撤去にあたっては、下記に事項について施工前調査を行う。
調査結果は、図面及び写真に記録し、監督職員に提出する。
(1) 石こうボードの使用部位の確認
(2) 石こうボードの種類、製造会社名、厚さ等の確認、記録
(3) 石こうボードの使用数量の確認
(4) 施工範囲等の確認
処分を委託する際には、マニフェストの備考欄に石こうボードの有無、製造会社名等を記載する。

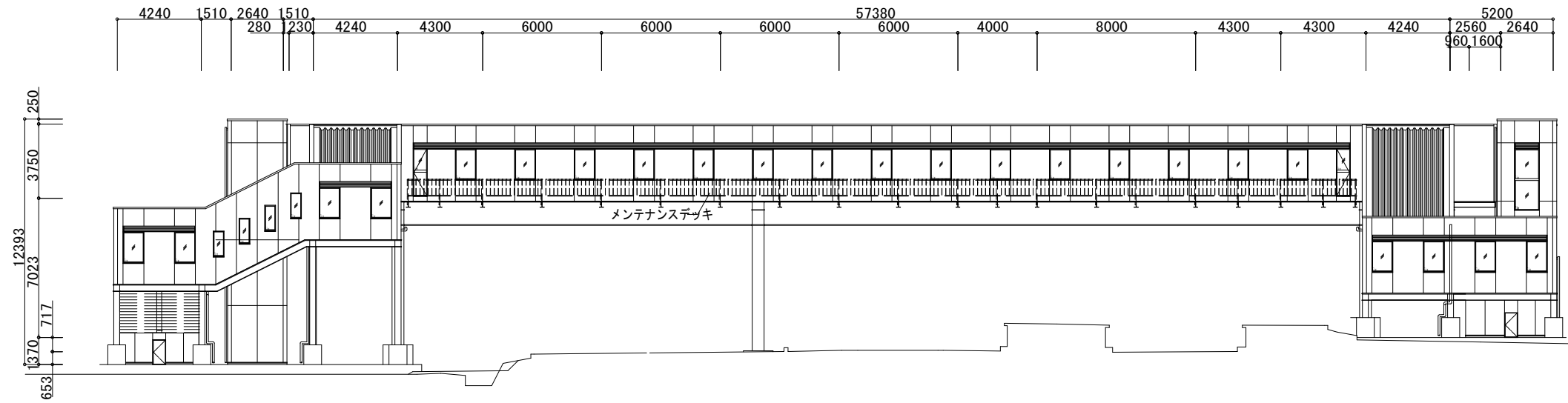
別表－1 他工事との取り合い		●印を適用する					
工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事		
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクルまで)	●	○	○	○	○		
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクル以降)	●	●	●	○	○		
仮設電力の電気料	●	●	●	●	●		
本受電後の電気基本料金	○	●	○	○	○		
本受電後引渡しまでの電気使用料	●	●	●	●	●		
仮設水道の引込み (メーターまで)	●	○	○	○	○		
仮設水道の引込み (メーター以降)	●	●	●	●	●		
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	●	●	●	●	●		
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠 (電気、機械の配管等)	○	●	●	○	○		
すべての開口、貫通、埋込部の補強	●	○	○	○	○		
屋上に設置する機器の基礎 (電気及び機械機器)	●	○	○	○	○		
屋内及び屋外に設置する機器の基礎 (電気及び機械機器)	○	●	●	○	○		
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の位置・墨出し	○	●	●	○	○		
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	○	●	●	○	○		
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	●	○	○	○	○		
天井・壁 (軽量鉄骨下地) に付く機器の開口部補強	●	○	○	○	○		
天井換気扇の取付	○	○	●	○	○		
壁・窓用換気扇の取付	○	○	●	○	○		
壁・窓用換気扇取付枠	●	○	○	○	○		
点検口の取付 (床・壁・天井・PS等)	●	○	○	○	○		
防煙ダンパー	○	○	●	○	○		
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	○	○	○	○	○		
床仕上げ材の穴あけ (フローリングブロック等)	●	●	○	○	○		
ルーフドレイン及び縦どい (樹及び側溝までの配管)	●	○	○	○	○		
配線ビッド及び蓋	●	○	○	○	○		
電極棒及びフロートスイッチ	○	○	○	○	○		
自動厚、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	●	●	○	○	○		
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	○	○	○	○	○		
機械設備の制御、操作盤の2次側配線	○	●	●	○	○		
天井吊り形放熱器 (FCU等) と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	○	○	○	○	○		
消火栓箱総合壁用穴あけ	○	○	●	○	○		
設備機器のインターロックの配管・配線	○	○	○	○	○		
電気設備のフェンス・金網	○	●	○	○	○		
ガス漏れ警報器 (単設型)	○	●	●	○	○		
ガス漏れ警報器 (集中監視型)	○	○	○	○	○		
ガス漏れ警報用器用コンセント	○	●	○	○	○		
造り付け流し台	●	●	○	○	○		
造り付け流し台排水トラップ	●	○	○	○	○		
既製流し台及び排水トラップ (ガス台・洗面化粧台等を含む)	○	○	●	○	○		
既製吊戸棚	●	○	○	○	○		
鏡 (姿見は建築工事)	○	○	●	○	○		
昇降機の出入口開口の型枠	●	○	○	○	○		
昇降機の乗場ボタン、インジケータ配管用スリーブ及び型枠	●	○	○	○	○		
昇降機のビット内保守用コンセント	○	●	○	○	○		
外壁取付ガラリ、排煙口	●	○	○	○	○		
体育館などの器具・安定器等ど取付下地金物	●	○	○	○	○		

工事名称	令和7年度 市道 5359 号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称／縮尺	特記仕様書（その6）	図面番号
設計年月日	令和7年7月	A－06
設計者	鹿沼市役所都市建設部建築課	
発注者	鹿沼市	

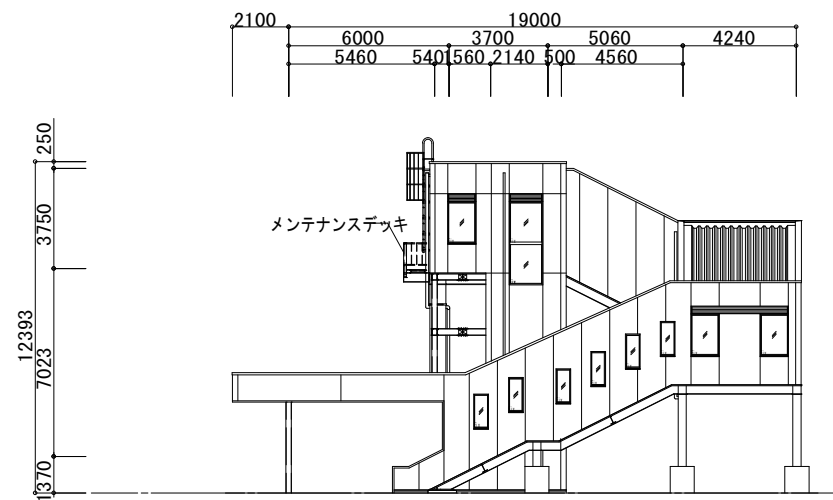


現況平面図

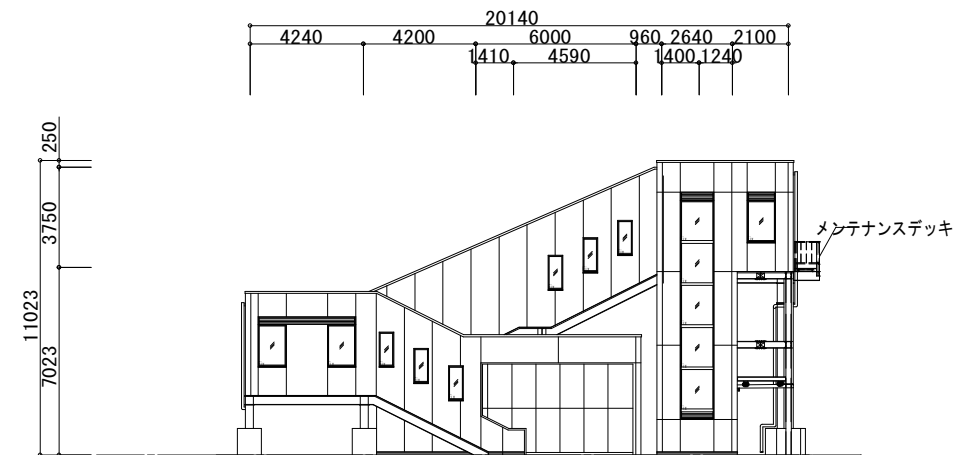
工事名称	令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称/縮尺	現況平面図 A2 : 1/200	図面番号
設計年月日	令和7年7月	
鹿沼市都市建設部建築課		A-07



a 立面図

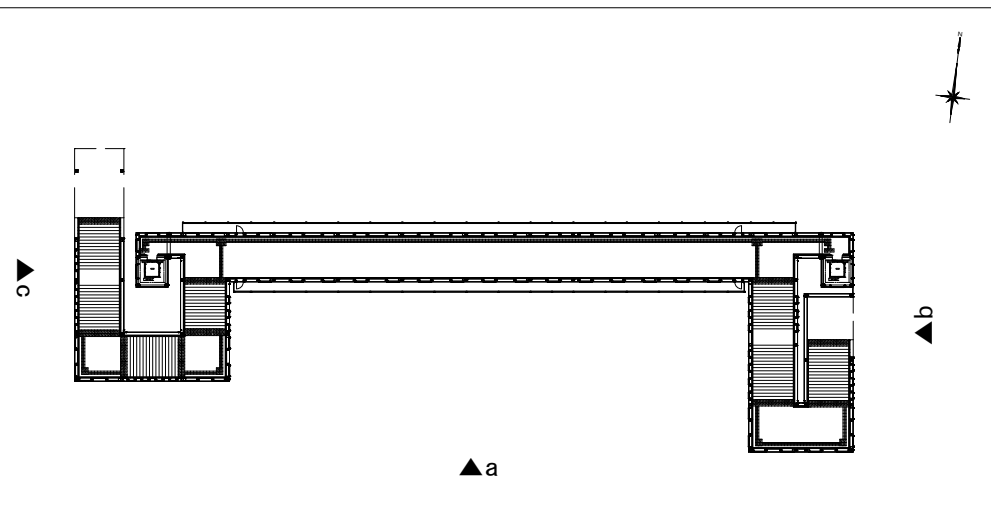


c 立面図

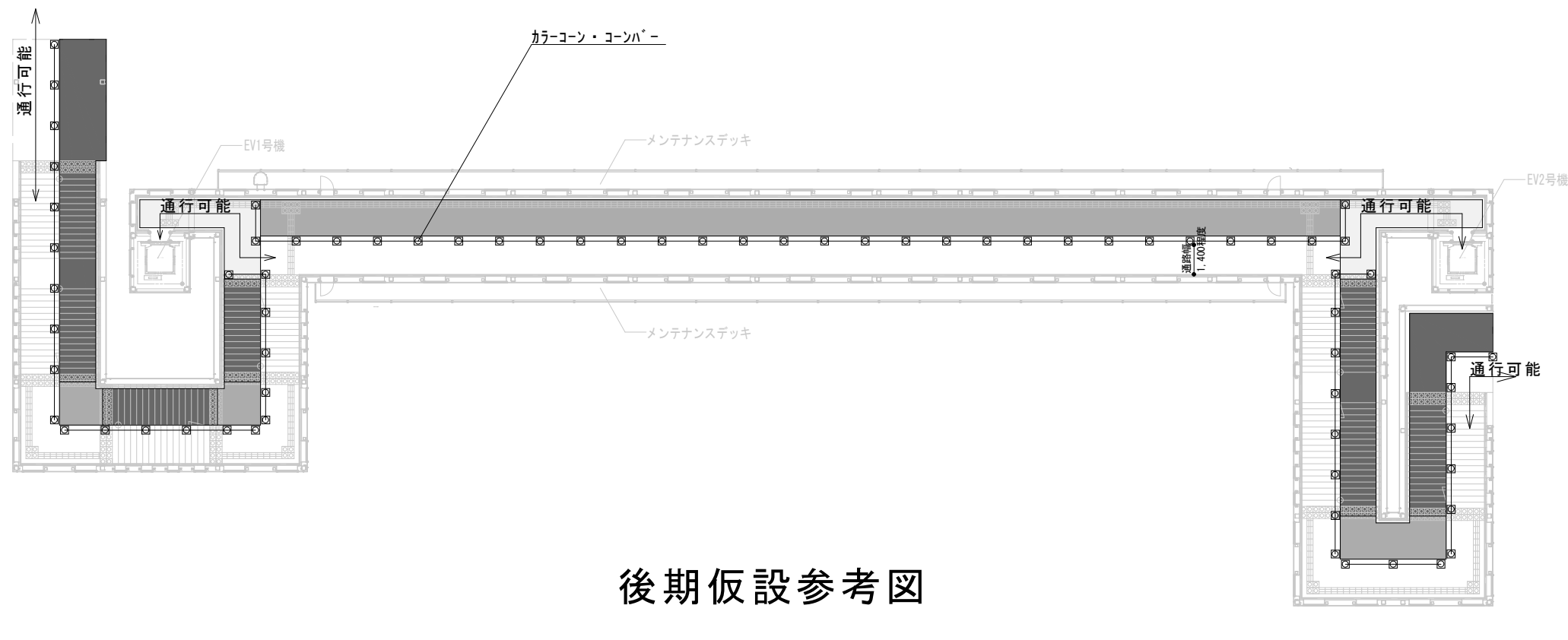
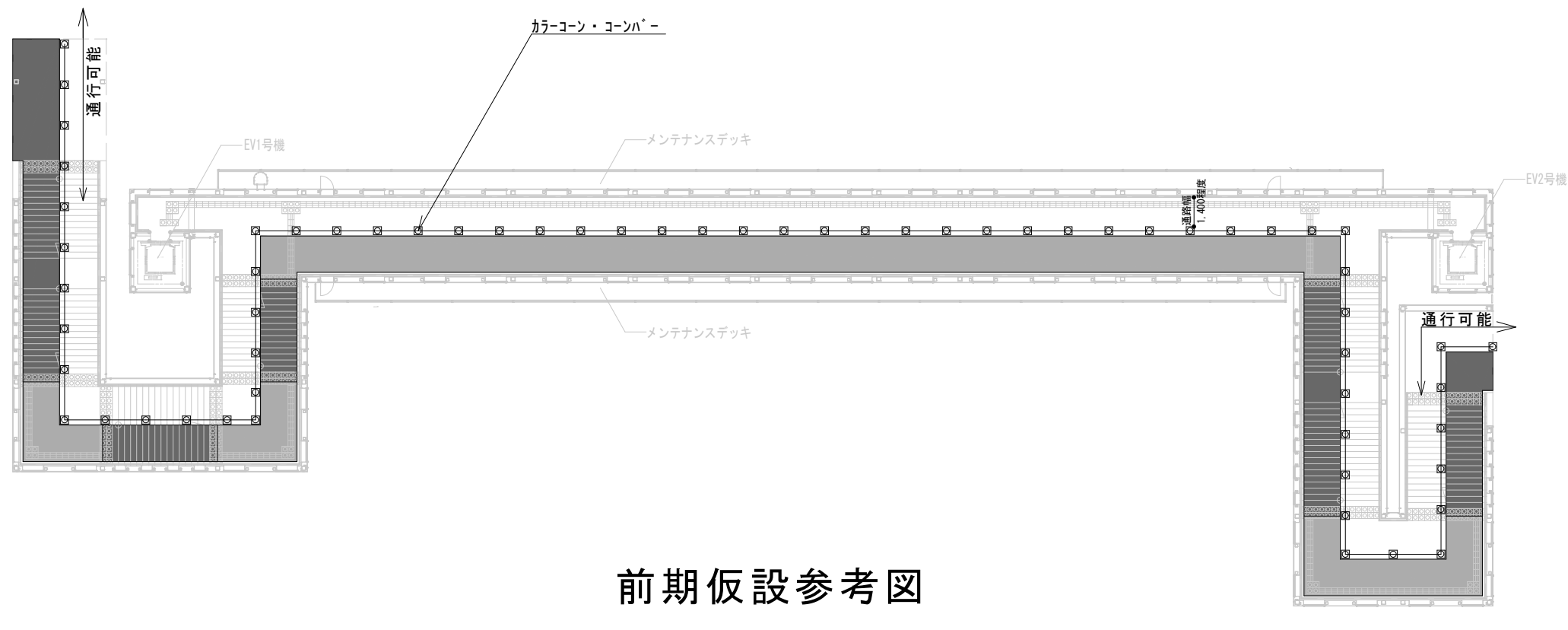


b 立面図

KEYPLAN



工事名称	令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称/縮尺	現況立面図 A2 : 1/200	図面番号
設計年月日	令和7年7月	
鹿沼市都市建設部建築課		A-08

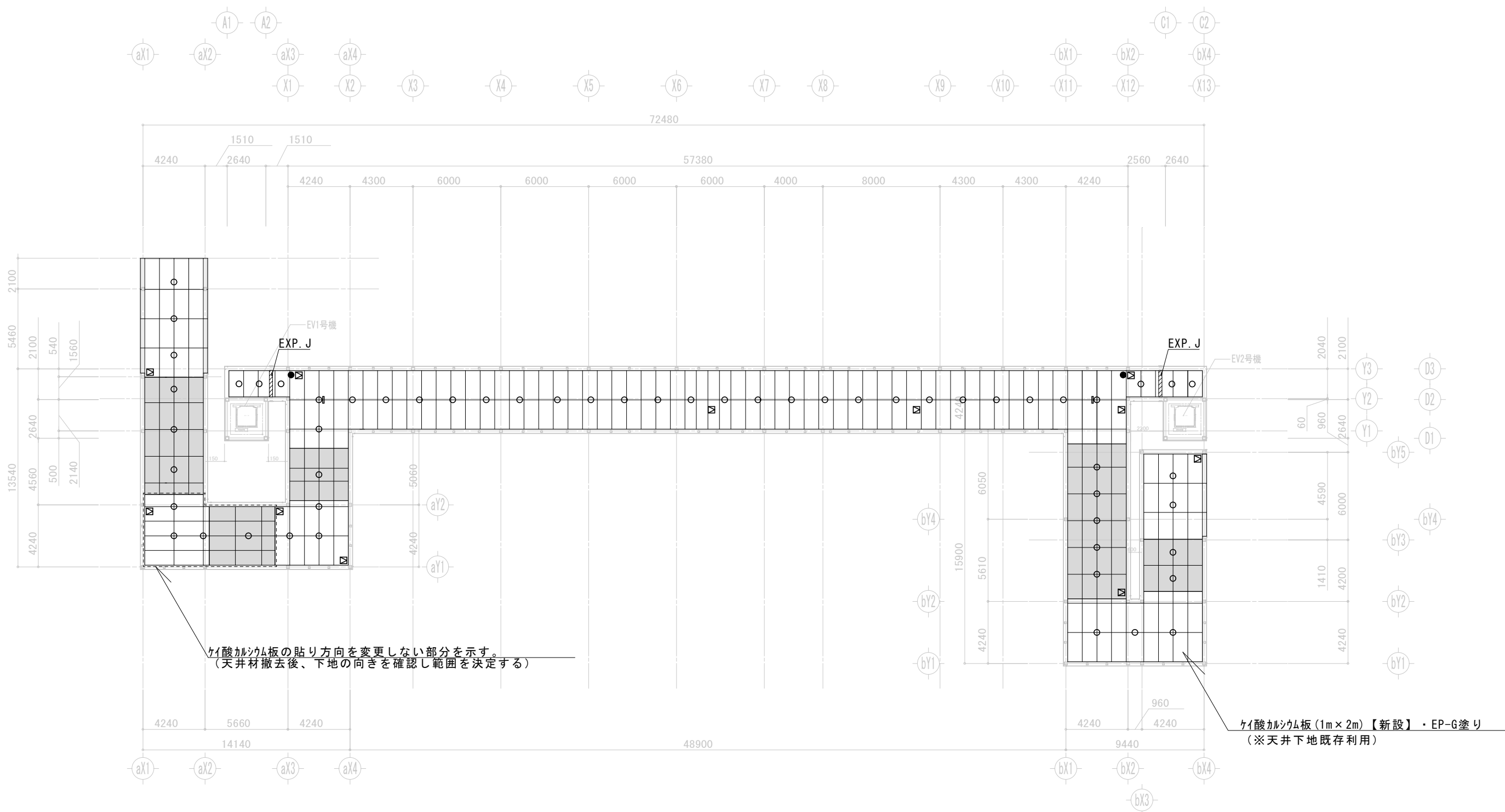


工事名称	令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事		
図面名称/縮尺	仮設計画図（参考図）	A2:1/200	図面番号
設計年月日	令和7年7月		
鹿沼市都市建設部建築課			A-09



- ※取外し器具は、動作確認のうえ取外しのこと
(不具合があった場合は連絡のこと)

工事名称	令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称/縮尺	天井伏図(改修前) A2:1/200	図面番号
設計年月日	令和7年7月	
鹿沼市都市建設部建築課		A-10



改修後

- 勾配天井部分
- ダウンライト【再取付け】
- 天井点検口【既存利用】
- 監視カメラ【再取付け】
- 誘導灯【再取付け】

※再取付器は清掃のうえ取付のこと

工事名称	令和7年度市道5359号線(新鹿沼駅東西自由通路)天井板補修工事	
図面名称/縮尺	天井伏図(改修後) A2:1/200	図面番号
設計年月日	令和7年7月	
鹿沼市都市建設部建築課		A-11